

官報

号外

平成三十年十一月十五日

○第百九十七回 衆議院會議録 第六号

平成三十年十一月十五日(木曜日)

午後一時 本会議

○本日の会議に付した案件

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員の選挙

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

漁業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

出の趣旨説明及び質疑

午後一時二分開議

○議長(大島理森君) これより会議を開きます。

裁判官弾劾裁判所裁判員辞職の件

○議長(大島理森君) お諮りいたします。

裁判官弾劾裁判所裁判員海江田万里君から、裁判員を辞職いたしたいとの申出があります。右申出を許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、許可することに決まりました。

裁判官弾劾裁判所裁判員及び同予備員の選挙

裁判官訴追委員の選挙

検察官適格審査会委員及び同予備委員の選挙

日本ユネスコ国内委員会委員の選挙

国土審議会委員の選挙

国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙

○議長(大島理森君) つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙を行うのでありますが、この際、あわせて、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員、裁判官訴追委員、検察官適格審査会委員及び

同予備委員、日本ユネスコ国内委員会委員、国土審議会委員及び国土開発幹線自動車道建設会議委員の選挙を行います。

○星野剛士君 各種委員等の選挙は、いずれもその手続を省略して、議長において指名され、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員の職務を行う順序については、議長において定められることを望みます。

○議長(大島理森君) 星野剛士君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。

よって、動議のとおり決まりました。

議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に

阿部 知子君 及び 北側 一雄君

を指名いたします。

また、裁判官弾劾裁判所裁判員の予備員に山田

美樹君を指名いたします。

なお、予備員の職務を行う順序は第二順位とい

たします。

次に、裁判官訴追委員に

上川 陽子君 奥野 信亮君

石原 宏高君 及び 濱地 雅一君

を指名いたします。

次に、検察官適格審査会委員に

平沢 勝栄君 及び 吉野 正芳君

を指名いたします。

また、小林鷹之君を吉野正芳君の予備委員に指名いたします。

なお、予備委員古賀篤君は平沢勝栄君の予備委員といたします。

次に、日本ユネスコ国内委員会委員に

大塚 拓君 丹羽 秀樹君

及び 越智 隆雄君

を指名いたします。

次に、国土審議会委員に福井照君を指名いたします。

次に、国土開発幹線自動車道建設会議委員に

竹下 亘君 及び 加藤 勝信君

を指名いたします。

漁業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出)の趣旨説明

提出の趣旨説明

○議長(大島理森君) この際、内閣提出、漁業法等の一部を改正する等の法律案について、趣旨の説明を求めます。農林水産大臣吉川貴盛君。

〔国務大臣吉川貴盛君登壇〕

○国務大臣(吉川貴盛君) 漁業法等の一部を改正する等の法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の漁業は、国民に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業や漁村地域の発展に寄与するという極めて重要な役割を担っています。しかし、水産資源の減少によって生産量は長期的な減少傾向にあり、漁業者数も減少しているという厳しい課題を抱えています。

こうした状況の変化に対応して、漁業生産力の発展を図る観点から、水産資源の持続的な利用を確保するとともに、水面の総合的な利用を図り、あわせて漁業協同組合等の事業及び経営基盤の強化を図ることが必要であります。

平成三十年十一月十五日 衆議院會議録第六号

このため、水産資源の保存及び管理に関する制度を整備するとともに、漁業の許可及び免許等の漁業生産に関する基本的制度並びに漁業協同組合等に関する制度を一体的に見直すこととしたところであります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、漁業法の一部改正であります。

まず、資源管理は漁獲可能量による管理を行うことを基本原則とし、資源評価が行われた水産資源について、一定の期間中に採捕することができる数量の最高限度を定め、これを船舶等ごとに割り当てるなど、水産資源の保存及び管理のための制度を整備することとしております。

次に、大臣許可漁業について、許可の要件となる制限措置等に関する規定を整備するとともに、漁獲割当ての対象となる特定水産資源を採捕するものについては、一定の場合を除き、船舶の規模に関する制限措置を定めないものとするとしております。

さらに、漁業権制度について、海区漁場計画の作成の手續を定めるとともに、漁業権がその存続期間の満了により消滅した後に設定する漁業権について、漁業権の申請が重複したときは法定の優先順位に従って免許する仕組みにかえて、新たに、存続期間が満了する漁業権を有する者が漁場を適切かつ有効に活用している場合はその者に、それ以外の場合には地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者に免許することとしております。

このほか、海区漁業調整委員会の委員の選出方

漁業法等の一部を改正する等の法律案についての吉川農林水産大臣の趣旨説明 漁業法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する細田健一君の質疑

法について、都道府県知事が議会の同意を得て任命する方法に改め、漁業者又は漁業従事者が委員の過半数を占めることとしております。

また、密漁対策の強化として、財産上の不正な利益を得る目的による採捕が漁業の生産活動等に深刻な影響をもたらすおそれが大きい水産動植物の採捕を原則として禁止するなど、密漁者に対する罰則を強化することとしております。

第二に、水産業協同組合法の一部改正であります。

漁業協同組合の理事の一人以上を水産物の販売等に関し実践的な能力を有する者とするなど、一定規模以上の信用事業を行う漁業協同組合等は会計監査人を置かなければならないこととするなど、その事業及び経営基盤の強化を図るための措置を講ずることとしております。

第三に、水産資源保護法の一部改正など所要の改正を行うとともに、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律の廃止を行うこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

漁業法等の一部を改正する等の法律案(内閣提出の趣旨説明に対する質疑

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。細田健一君。

〔細田健一君登壇〕

○細田健一君 自由民主党の細田健一です。

ただいま議題となりました漁業法等の一部を改正する等の法律案について質問をさせていただきます。(拍手)

日本の水産業は、国民の豊かな食生活を支える柱です。世界第六位の排他的経済水域を有する我が国の周辺には世界有数の漁場が広がっており、漁業生産の潜在力には大きなものがあります。また、世界的に水産物の消費は拡大しており、日本の水産物輸出の可能性は高まっています。日本の水産業には大きな可能性があるのです。

しかしながら、我が国の水産業は厳しい状況に置かれています。

世界の漁業生産量が三十年間で二倍以上に拡大する中、かつては世界第一位だった我が国の生産量は、ピーク時の約三分の一にまで減少を遂げてまいりました。

世界では、養殖業が急拡大し、養殖による生産量が漁業生産量と拮抗する規模になっている一方で、我が国の養殖業は、水産業全体の二割の生産量しかありません。ノルウェーを始めとする漁業先進国に比べて、漁業の生産性も低い状況です。漁業者の減少に歯どめがかからず、高齢化も進んでいます。

何とかこのような現状を打破しなければならぬ、これが関係者共通の認識であり、今般、水産改革の方向性をまとめ、法案化された関係者の方々に、まず、深く敬意を表します。

いかなる水産改革を行うにせよ、それは、厳しい状況に置かれている我が国の水産業が抱える諸

課題を前向きに解決するものでなければなりません。

まず、十年後、二十年後の我が国の水産業のありべき姿をどのように捉えているのか、そして、今般の制度改正によりそれをどう実現していくのか、政府の考えをお伺いいたします。

本法案の大きな柱は、資源管理について、従来のインプットコントロールを中心とするものからアウトプットコントロールを中心とするものへの考え方の転換です。

これは大きな意義を有すると思いますが、一方で、その実施に当たっては、現場と丁寧な対話を重ね、その意義やメリットについて十分な理解を得る必要があります。

資源管理について、アウトプットコントロールへ転換するに当たり、政府として現場にどのような対応していくのか、基本的な考え方を伺いたします。

法案の第二の柱は、沿岸、養殖漁業にかかわる海面利用制度の見直しです。

この点については、漁業協同組合の位置づけや役割はどうなるのか、漁業権付与の優先順位の廃止により浜の現場が混乱するのではないかと不安の声もあると伺っています。当然のことながら、今回の法改正により、現に漁業に携わっている方々が将来に向けて安心して漁業を営んでいけるようにすることが大変重要であると考えます。

そこで、今回の海面利用制度の見直しを行う趣旨はどのようなものか、それによって、現在漁業権を持つている漁業者や漁業協同組合はどうなるのか、政府のお考えをお伺いします。

遠洋、沖合漁業について伺います。

海外の漁業先進国では、規模が大きく設備も整った漁船により効率的な漁業が行われていると認識しています。単純な比較は困難ですが、日本の漁船漁業を若者にとって魅力あるものとするためには、安全性や居住性にすぐれ、効率的な操業が可能となる漁船を整備していく必要があると考えます。

この点について、今般の制度改正によりどのような措置を講じていくのか、見解をお伺いいたします。

日本の水産業には、我が国周辺の豊かな水産資源を持続可能な形で十分に活用することにより、水産物を安定的に供給すると同時に、漁村地域の経済活動や国土を保全する役割を担うことが期待されています。

私も与党は、今後とも浜の現場の声に謙虚に耳を傾け、水産業がその就業者にとって魅力ある産業となるよう政策を遂行する責任があります。

将来にわたり、国民が豊かな水産資源の恩恵を享受しつつ、全国津々浦々の漁村の維持発展が図られるよう、水産改革を丁寧に行っていくことをお誓い申し上げ、私の質問の結びとさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

(国務大臣吉川貴盛君登壇)

○国務大臣(吉川貴盛君) 細田議員の御質問にお答えいたします。

我が国水産業のあるべき姿と、今般の制度改正によるその実現についてのお尋ねがありました。

我が国では、その周辺水域に形成された豊かな漁場を活用し、さまざまな水産物を食卓に届けてきました。

一方、我が国の漁業生産量が長期的に減少しており、地域の漁業を担う漁業者の減少、高齢化も進んでいます。こうした状況に終止符を打ち、全国各地で個性を生かした多様な漁業が持続的に営まれていくことが、将来の我が国水産業のあるべき姿であると考えています。

このため、水産資源の維持、回復を図るとともに、漁業者が将来展望を持つて積極的に経営発展に取り組むことができるようにするため、資源管理措置と漁業の許可制度、免許制度などの漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すこととしたところです。

今回の制度改正も含めて水産政策を総動員することにより、漁業者の所得を向上させ、我が国の水産業を若者にとつてやりがいのある魅力的な産業にしたいと考えています。

今後の資源管理についてお尋ねがありました。新たな資源管理システムの導入に当たっては、関係者への丁寧な説明を行い、十分な理解を得て進めることが不可欠と考えています。

このため、漁獲可能量の対象魚種の拡大や漁獲割当ての導入等を行う際には、資源評価の結果なども含めて漁業者等への説明を重ねていくとともに、水産政策審議会での御議論等をいただきながら、丁寧に進めていく考えであります。

海面利用制度の見直しの趣旨についてのお尋ねがありました。

漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域によっ

ては漁場の利用の程度が低くなっているところもあり、今後どのように沿岸漁場の管理や活用を図って地域の維持、活性化につなげていくかが課題となっています。

このため、本法律案においては、法律で詳細かつ全国一律に漁業権免許の優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に利用している漁業者や漁協については、将来に向けて安心して漁業に取り組んでいただけるよう、優先して免許する仕組みとしたところです。

その上で、利用の程度が低くなっている漁場については、地域の実情に即して水産業の発展に寄与する者に免許するなど、水面の総合利用を進めることとしています。

こうした改正は、漁協や漁業者の経営の安定化、新たな投資等による経営の発展に向けたインセンティブとなるとともに、漁業者が将来への展望を示し、地域の創意工夫を生かした浜の活性化につながるものと考えています。

若者に魅力ある漁船漁業のための措置についてのお尋ねがありました。

遠洋、沖合漁業については、我が国の漁業生産量の五割を占め、国民に対する水産物の安定供給に大きな役割を果たしています。

このため、若者に魅力ある漁船漁業とするためには、収益性の高い漁業とすることはもちろん、漁船の規模にかかわる制限を見直すことによつて、最新の漁業機器の搭載や漁労作業の十分なスペースの確保、居住区の充実等により、作業性、居住性、安全性の向上が図られるようにしていく必要があります。

また、このような制度の見直しとあわせ、農林水産省としては、漁業の効率化や労働環境の改善のための漁船漁業の構造改善の取組を引き続き支援してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 神谷裕君。

(神谷裕君登壇)

○神谷裕君 立憲民主党の神谷裕です。

私は、立憲民主党・市民クラブを代表し、漁業法等の一部を改正する等の法律案につきまして質問をさせていただきます。(拍手)

さて、本案は、我が国の歴史ある漁業制度全般を抜本的に変えようとするものであり、我が国の水産業、漁村地域、食料供給、国土保全など、国民生活全体に影響を与える大変に重要な法案であります。

まず、率直に伺いますが、この制度改正は誰のための改正でしょうか。

今回の制度改革は、直接の影響を受ける漁業者からの要請を受けてなされたものとは聞いておりません。

いわゆる官邸主導、安倍総理のもとに置かれている規制改革推進会議の、あえて申し上げれば、漁業については全く素人で構成する水産ワーキング・グループにおいて、昨年九月から観念的な検討がスタートし、水産政策の改革の方向性が提示され、本年六月には、政府の農林水産業・地域の活力創造プランの中に水産政策の改革について位置づけられ、そのわずか五カ月後の十一月六日に、漁業者、漁業現場の声を聞かないまま、本案が国会に提出されたものであります。

平成三十年十一月十五日 衆議院會議録第六号

まさに、官邸の意向だけをそんたくした拙速な法案と言わざるを得ません。

水産政策審議会など、関係者などの意見を聞く場もあると思いますが、水政審では、その他の項目で若干触れただけで、この改革についてまともな議論もされていないと伺っております。

なぜ決定までにきちんとは水産関係者の意向を聞いてこなかったのか、まずは農林水産大臣に伺いたいと思います。

このため水産庁は、本年六月以降、五十力所以上で五千人に近い漁業関係者に説明をしたと言っております。しかし、結論を決めてからの説明であり、内容がわかるにつれて、各地で働く漁業者は法律改正の犠牲になるのではないかと、自分たちが働き、住んでいる浜が奪われるのではないかと、不信と不安が高まっております。

漁業者は、今現在も、それぞれの漁場で操業し、毎日生業を営み続けております。その土台が大きく変わるような制度改正は、拙速に行つてよいものとは思われません。

そこで、本案が漁業者の理解と納得を得て出されたものなのか、理解と合意を得る努力と責任について農林水産大臣に伺います。

総理は、さきの所信表明の中で、七十年ぶりに漁業法を抜本的に改正することを表明されました。

現行漁業法は、七十年前の昭和二十四年に制定され、第一条の目的は、その後一度も変えられておりません。

戦前の漁業制度のもとでは、働く漁民の方々は、羽織漁師などと呼ばれる漁業権を持つ資産

漁業法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する神谷裕君の質疑

家、農業でいうと地主と小作という関係の中で働かされ、収奪、搾取されておりました。戦後日本の民主化の中で、漁民の方々の解放運動と当時の水産局の職員が一緒になって、知恵を絞って、汗を拭いて、かち取つたのがこの漁業法であり、その精神が第一条に書かれているのであります。

改めてこの第一条を見ますと、漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整機構の運用によつて水面を総合的に利用する、漁業の民主化を図ることが明記されており、漁業者は、ようやくかち取つた民主化を大事にして、漁場に近い離島、半島に住み、家族とともに漁村を守り続けてきたのが、この七十年間でありました。

しかし、本案では、この漁業者及び漁業従事者を主体とする漁業調整、漁業の民主化という言葉が消え、単に、漁業は国民に対して水産物を供給する使命を有すると、産業としての漁業の位置づけのみが書かれております。

我が国の漁業の役割は、決して水産物供給ばかりではありません。我が国国土の重要な一部である漁村地域を維持し、いわば防人としての国境監視や環境保全といった多面的機能は極めて重要であります。そして、我が国漁業の役割を保持することは、いつの時代にあつても普遍的かつ中核的な政策理念であると考えます。

そこで、現在の日本の漁業、特に沿岸漁業が果たしている役割をどのように認識しておられるのか、また、目的を抜本的に変更した漁業法が施行された後の漁業、漁業者、漁村をどのようなものにしように考えておられるのか、農林水産大臣のお考えを伺います。

次に、総理は所信表明の中で、漁獲量による資源管理を導入し、船のトン数規制から転換する、大型化を可能とする述べられました。その考え方が資源管理の基本原則として本法案にも盛り込まれております。

漁獲可能量による水産資源管理を行い、最大持続生産量を持続するという、いわゆるMSYの概念は、専門の科学者によれば、自然界と隔離された金魚鉢の中だけで成り立つ論理であり、自然界での水産資源の増減は、人間が行う漁獲量だけではなく、気象の変動や海況の変動等により大きく影響されるものであります。MSY理論は科学的ではないというのが大方の意見です。

確かに、国連海洋法条約で採用されてはおりますが、これは遠洋の大型漁業を前提としたものであつて、我が国のように南北に広がる広大な漁場に生息する多種多様な魚種、そしてこれを緻密に利用している漁業の全体に適用できるような代物では到底ありません。

政府は、日本の漁獲量全体の八割についてMSYによる資源管理を行うなどと説明しています。科学的論拠の低さ、資源量管理の実効性、漁業現場に及ぼす混乱などを考えれば、MSYによる資源管理を拡大するべきではなく、現在、我が国で行われている資源管理方式をより拡充させることが、水産資源を維持し回復させるためには適切であると考えます。

資源管理をしつかりとやっていくことについては誰もが異論はありません。しかし、科学的に適切な理論によつて資源管理が行われることは大きな問題であります。

また、本案では、船舶等ごとに漁獲割当てを行うとともに、漁獲割当量の譲渡を行うことができる、さらに、一斉更新制度は廃止することとしております。これでは、漁業許可が個人所有のものへと既得権化し、漁獲割当量が資金力のある経営体に買い上げられ、特定の経営体に集中し、沿岸、沖合等の漁業資源や漁業現場に大きな影響を及ぼすことが必至であると考えます。

我が国の水産資源の実情や漁業秩序に合わない資源管理方式は、これ以上拡大するべきではないと考えます。農林水産大臣のお考えをお聞きします。

次に、漁業権においては、法律で優先順位を定めた現行制度を廃止し、養殖業の新規参入、規模拡大を促進することについて伺います。

現行法にある優先順位の考え方は、働く漁民の生計の維持を基本としており、例えば、今回の改革で廃止することとされている特定区画漁業権は、漁協に優先的に免許されております。技術的、経済的にも取り組みやすい漁業であることから、その構成員である組合員が相互に調整しながら経営する仕組みとなっております。

法律が改正されますと、適切かつ有効にという、極めて裁量範囲の広い判断基準をもつて、知事が免許する仕組みに変わることとなります。その結果、従来は組合員が経営していた区画漁業の漁業権が新たな参入企業に与えられたとする場合、この企業は漁協の外側で活動することが可能であり、漁村の秩序に影響を及ぼすことも考えられるわけであります。

したがって、企業が新規参入する際には、

漁村の中核である漁協の同意や了解を得ることが
 参入企業の円滑な経営を維持するためにも必要で
 あると考えます。

今回、これまで前浜で漁業者の利害を調整し、
 合意形成を行ってきた漁協の重要なツールであつ
 た特定区画漁業権の漁協への優先的な免許が廃止
 されることとなります。漁業者、漁協など、当事
 者にとっては大変に不安に思われる部分であると
 承知しておりますが、なぜ廃止しなければならな
 いか、農林水産大臣にお考えを伺います。

企業参入に関連して更に伺います。

現行漁業法の中には、漁業権者以外の者が実質
 上当該漁業権の内容たる漁業の経営を支配してい
 る場合には、知事は漁業権を取り消すことができ
 るとの規定があります。

本案では、この規定をわざわざ削除しているよ
 うです。すなわち、漁業権者以外の者が実質上
 該漁業権の内容たる漁業の経営を支配することを
 可能とします。また、それは、実質上の支配者が
 外国資本でも構わないのであって、結果、我が国
 周辺の水産資源を利用して得た利益が外国に持っ
 ていかれることを許容されることになるわけ
 です。

さらに、日本全国にある小さな島々等で、外国
 資本が実質支配する企業が漁業を行い、その従業
 員としてその国の外国人を雇うといった事態が生
 じた場合、これまで地域の漁業、漁村が果たして
 きた国境監視機能、国土保全機能といったものが
 根本から失われる可能性さえあります。

そうした事態を招来するおそれは想定されたの
 でしょうか。大きく懸念がされるところでありま

す。
 さらに、新たな制度であります沿岸漁場管理団
 体について伺います。

従来、漁場環境の保全活動は地域の漁協が担っ
 てまいりました。しかし、そのための費用の賦課
 をめぐっているいろいろな問題が生じたため、この制
 度が創設されようとしているのであらうと推察い
 たします。

こうした考え方に基づきますと、まずは地域の
 漁協が沿岸漁場管理団体に指定されるものと思
 うのでありますが、法案は、漁協等のほか、一般社
 団法人、一般財団法人も指定の対象とされており
 ます。

漁協等以外の団体等が指定された場合、天然の
 水産資源を採捕する漁業や餌飼料を海にまく養殖
 業は、動物愛護に反し、環境汚染などにつながる
 などとの理由をつけて、漁業の発展を阻害するこ
 とも想定しておかなければなりません。

これまで、シーシェパードなどの過激な団体等
 の行動が我が国漁業者に被害を与えたことを想起
 し、沿岸漁場管理団体の指定に当たっては、県議
 会等の承認を得るなど慎重な手続をとる必要があ
 ると思いますが、農林水産大臣の御所見を伺いま
 す。

この七十年ぶりの漁業法等の改革は、成長産業
 化、輸出産業化とは何か、海区漁業調整委員会
 あり方、養殖漁業の拡大と既存漁業との調整、こ
 れからの漁協の果たすべき役割など、極めて多く
 の明らかにすべき問題があります。

したがって、国会においては、広く漁業関係者
 や国民の皆様の意見を聞き、また現場の実情を把

握し、慎重に審議しなければ、立法府としての責
 任は到底果たせないものと考えます。臨時国会の
 短い会期で決めるべき課題では到底ありません。
 水産政策に造詣の深い大島議長を始め、各位の
 御理解と御協力をお願いして、本案に対する私の
 質問を終わらせていただきます。

御清聴どうもありがとうございました。(拍手)

〔国務大臣吉川貴盛君登壇〕

○国務大臣(吉川貴盛君) 神谷議員の御質問にお
 答えいたします。

水産関係者からの意見聴取についてのお尋ねが
 ありました。

今回の水産政策の改革、そして漁業法等の改正
 案の取りまとめに当たっては、これまで、水産政
 策審議会、地方説明会などさまざまな機会を通じ
 て、漁協や漁業関係者等との意見交換を行って
 おり、法案の内容についても、漁業者の全国団体の
 理解をいただいていると承知しております。

もちろん、説明会には十分過ぎるという言葉は
 当てはまるものではなく、今後、法案について
 は、国会でしっかりと御審議をいただくことも
 に、現場の漁業者の皆さんの不安や不満の声にも
 しっかりと向き合い、引き続き丁寧な説明に努力し
 てまいりたいと考えております。

沿岸漁業の役割についてのお尋ねがありまし
 た。

我が国の漁業は、その周辺水域に形成された豊
 かな漁場を活用し、国民に対して水産物を安定供
 給してきました。

特に、沿岸漁業については、少量でも多種多様
 な水産物を水揚げしており、四季折々の多様性に

富んだ我が国の食生活をつくってきました。ま
 た、漁業者が生活する漁村地域の維持発展や、国
 境監視も含めた多面的機能の発揮に貢献してく
 ちと考えています。

こうした機能が今後も発揮されるよう、法律
 に、国及び都道府県は、漁業、漁村が多面的機能
 を有していることに鑑み、漁業者等の活動が健全
 に行われ、漁村が活性化するように十分配慮する
 と明記しているところであります。

新たな資源管理方式についてのお尋ねがありま
 した。

MSYを目標とする資源管理につきましては、
 その精度の向上により信頼性を高める一方で、欧
 米における柔軟なMSYの設定の例も参考に、我
 が国の水産資源の実情や漁業秩序に即した運用を
 行います。

また、漁獲割当ての導入についても、我が国漁
 業の実態を踏まえつつ、まずは経営体数が少なく
 水揚げ港が比較的限定される沖合の許可漁業、そ
 の中でも一隻当たりの漁獲量が多い大臣許可漁業
 から順次導入していくことと想定していま
 す。

それ以外の漁業種類については、漁獲量の把握
 体制等の準備が整ったものから、漁業者の理解を
 得ながら丁寧に進めていく必要があると考えてい
 ます。

漁業権の優先順位の法定制についてのお尋ねが
 ありました。

漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域によっ
 ては漁場の利用の程度が低くなっているところも
 あり、今後どのように沿岸漁場の管理や活用を

図つて地域の維持、活性化につなげていくかが課題となっております。

このため、本法律案においては、法律で詳細かつ全国一律に漁業免許の優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に利用している漁業者や漁協については優先して免許する仕組みとするともに、利用の程度が低くなっている漁場については、地域の実情に即して水産業の発展に寄与する者に免許することとしております。

こうした改正は、現に地域の水産業を支えている漁業者の経営の発展に向けたインセンティブとなるとともに、地域の活性化につながるものと考えております。

漁業権者以外の者による経営の支配についてのお尋ねがありました。

御指摘の現行漁業法の規定は、優先順位に従つて形式的に免許するものであるにもかかわらず、本来免許されない優先順位の低い者が実質的に経営を支配するという状況が生じることを防ぐための規定です。

一方、今般の改正においては、漁業権の免許について、実質的な活動内容に着目し、漁場を適切かつ有効に利用している漁業権者に優先して免許するとともに、未利用の漁場等については地域の水産業の発展に寄与する者に免許する仕組みに改めることとしております。

これにより、地域の漁業に支障を及ぼす者に免許される事態を防ぐことが可能となるため、地域の漁業、漁村が果たしてきた機能が根本から失われるといった事態を招くことはないと考えております。

沿岸漁場管理団体の指定の手続についてのお尋ねがありました。

沿岸漁場管理制度は、漁業生産力を更に発展させるため、水産動植物の生育環境を保全する観点から創設することとした新制度でございます。

このような保全活動を適切に実施するためには、地域の実態に精通する地元の実地による管理が重要になってまいります。このため、都道府県知事が沿岸漁場管理団体を指定しようとするときは、必ず海区漁業調整委員会の意見を聞かなければならないことを法定し、地域の漁業に支障が生じないような措置を講じます。(拍手)

○議長(大島理森君) 緑川貴士君。

(緑川貴士君登壇)

○緑川貴士君 秋田県に住んでいる、国民民主党の緑川貴士です。(拍手)

私たちは、改革中道政党です。時代の変化に合わせて、枠組みや制度を変えるべき部分は変えていく、いや、しかし、現状を考えて、守つていかなければならない部分はどこまでも守り抜いていく。守り抜いていかなければならない価値が浜の現場にあります。

この理念に立つて、ただいま議題となりました漁業法等の一部を改正する法律案につきまして、国民民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。

私の地元秋田県には男鹿半島があり、漁場へのアクセスにとっても恵まれた地域です。

波が高く荒れた冬の日本海、雷がとどろき始める初冬、これからの時期に接岸するハタハタは県

の魚として親しまれ、このハタハタ漁を中心に各種漁業を組み合わせて営まれてきたのが、秋田伝統の漁業であります。

そんな浜の暮らしを含め、愛着あふれる地域で汗を流し、みずからのなりわいを必死に守ってきた農林漁業者が向き合わなければならない農林水産行政の波は、真冬の荒れた海のように余りに高く、ひどくしけています。

攻めの農林水産だ、成長産業化だといって、地域で相互に助け合いながら暮らしを成り立たせてきた人やそのコミュニティ、かけがえのない地域資源を、むき出しの市場原理や競争原理にさらし、生産性がないとか意欲がないなどと決めつけにかかり、非効率とするものを全て合理化の名のもとに一掃するこの向きを否定し切れないのが今の農林水産行政です。

種子法の廃止で、公に管理されてきた、食の根源である種子の情報を外資に明け渡すことに道を開き、林業においては、私有林の管理について、経営意欲が低いと判断されれば、同意がなくとも経営権を剥奪され、意欲と能力があると認める経営体の参入にその実質的な制限はありません。

農業、林業と来て、次は漁業、いよいよパターン化されてきている感がありますが、現場の切実な声とはおおよそ乖離した官邸主導の安倍農政に対しては厳しい評価が下されました。

日本農業新聞がきのう報じた意識調査では、安倍内閣の農業政策について、全く評価しないが三・七％、どちらかといえば評価しないの三九・七％と合わせ、農政を評価していない人が七三％余りに上りました。

T P P 断固反対で選挙に勝利をしながら、舌の根も乾かないうちに交渉参加を表明し、農産物重要五品目は関税撤廃から除外するとした国会決議をほごにして、しかも、農家が再生産できるよう国内対策をするから決議は守られたと、守れなかったことを開き直つてT P P を批准し、それとセットで進めてきた、事実上のF T A 交渉でしかあり得ないT A G 交渉。T P P 水準を超える譲歩はしないといいますが、T P P 水準こそ大問題であつたはずが、その水準は今や当たり前になつてしまいました。

答弁のごまかし、言葉遊びが繰り返されてきた農政を吉川大臣御自身はどのように評価をし、今回の意識調査結果で示された現場の声をどう受けとめ、政策に反映をされていくのか、まずお答えください。

その上で、水産業の現状について伺います。国内漁業の生産量は、一九八四年の千二百八十二万トンピークとして、一九九〇年代には急速に減少し、昨年は四百三十万トンと、およそ三分の一に減少しています。

国内漁業者の数も、それに対応するように減少傾向ではありますが、そこに占める十五歳から三十九歳までの漁業者の数は、ここ十年ではおおむね三万人前後、割合にすれば一八％前後で推移をし、若手漁業者の活躍も目立っているほか、新たに就業した漁業者の数も年間千九百人前後と、こちらもかたかく推移していることも見逃せません。

何より、我が国を取り巻く海洋は、世界的にも恵まれた海洋資源、水産環境であります。世界の漁場と生産量を見れば、生産量の半分を占めるの

が太平洋であり、そのうちのおよそ半分が、我が国周辺の海域が含まれる太平洋北西部海域であります。

漁場は、黒潮や対馬海流といった亜熱帯からの暖流と、親潮やリマン海流といった亜寒帯からの寒流がぶつかって豊富な栄養がもたらされる好立地にあり、多様な種類の魚を始めとする海産物が水揚げされています。

国内漁業を牽引していく若い担い手の将来性と、世界有数の好漁場、そこに従事する水産関係者それぞれの調和ある発展を考えたとき、我が国を取り巻く現状を踏まえ、日本の水産業を、今後どのように発展していくことが望ましいと考えているのか、大臣の御見解を伺います。

水産政策の見直しについては、ことし六月に改定された農林水産業・地域の活力創造プランによれば、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させることによって、漁業者の所得の向上と年齢バランスのとれた就業環境を確立することを目指しています。

そのためには、資源管理を徹底しつつ、遠洋、沖合漁業と養殖、沿岸漁業政策を見直しながら、ICT活用も組み合わせ、水産物の流通、加工までを有機的に連携させることが示されておりますが、現実には、どのようなスピード感でそれを達成していくのがプランからは読み取れることではありません。

特に、漁業者の所得の向上について、今の水準と比べ、どの程度の向上を目指しているのか、また、いつまでにそれを達成するおつもりなのか、お考えを伺います。

本改正案で定める新たな資源管理システムについて伺います。

資源管理の基本原則によれば、従来のように、船舶のトン数制限、そして各魚種の総漁獲量で制限するほか、資源評価に基づく漁獲可能量、TACによる管理を行い、持続可能な資源水準に維持、回復させることを基本とし、また、漁獲量の管理は、漁獲可能量を漁業者又は船舶ごとに割り当て、その割当て量を超える漁獲を禁止することによって漁獲可能量の管理を行う個別割当て方式、IQを採用し、その準備が整っていない場合は、従来の総漁獲量による管理を行うとしています。

まず、改正案では、持続可能な資源水準に維持、回復させる方法として、従来から、Bリミットと言われる、乱獲を防ぐための最低ラインを基準とするこの現状の方式から、MSY、最大持続生産量と呼ばれる、漁獲資源量の自然回復力を踏まえた最適な資源量を基準とする方式へ変更するとしています。MSYは、現行のTAC法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律における基本的な考え方であったはずですが、

TAC法がある中で、なぜこれまでMSYを基準とした資源管理を行ってこなかったのでしょうか。逆に言えば、なぜ今MSY方式をとるに至ったのか、その理由をお聞かせください。

また、TACの対象となる魚種について、漁業の種類別、海区別に準備が整ったものから順次導入していくと思いますが、漁業とは、言うまでもなく、それぞれの海域に特性があり、まさに海洋自然そのものを相手にしたお仕事です。

秋田では、初冬から始まるハタハタ漁の小型定置網のほか、真冬はタコやヒラメの刺し網、春先にはカレイの刺し網、夏から初秋にかけては採貝採藻、秋にはタイのはえ縄、キスやアマダイのこぎ刺し網、これらを組み合わせ、一方、同じシーズンには、サケの小型定置網を操業する方もいたり、通年の漁業をなりたいというしながら、操業方法の組合せや調整などを通じて、漁業者それぞれがそれぞれに配慮をしながら相互に扶助する仕組みも培われてきました。制度のさじかげん次第では、地域漁業の円滑な操業に制約が出るおそれを否定できません。

TACの対象魚種の拡大やIQ方式の導入について、政府ではこれまでどのような検討が行われ、漁場環境が地域によって異なる、それぞれの漁業者の理解、納得をどこまで得ているのか、誰のための法案なのか、伺います。

また、漁獲割当て量を他者に移転する場合、漁獲割当て、IQそれ自体の売買はできず、漁獲割当ての移転は、船舶を譲渡した場合などにしか認められていませんが、当の船舶の譲渡自体には制限がありません。

例えば、漁獲権を手にするために、高齢で引退を考えている船主から、有利な条件で船の売買を持ちかけて、船舶を不当に買い集められるような多額の資本を持った業者も参入することができると、結果として、その地域の漁業権が寡占化していくことも許容される内容です。

これでは法的な規制が余りにも欠けていると考えますが、大臣の御見解を伺います。

また、政府は、都道府県が公表する海区漁場計画の策定プロセスを透明化することや、海区漁業調整委員会、漁協など関係団体との間で調整をすること、こうした参入に対処していくとしていますが、確かな防波堤、歯止めになるとは言えず、不十分ではないでしょうか。お答えください。

さらに、本改正案で定める、漁業権を付与する者の決定方法は極めて不明確です。

沿岸の漁業権の種類について、共同漁業権、定置漁業権、区画漁業権という従来の種類は維持されますが、特定区画漁業権を区画漁業権に一本化し、さらに、定置漁業権、区画漁業権に由来まで設定されていた法定の優先順位は廃止するとしています。

法定優先の廃止に伴う新たな判断基準に、漁業者が水域を適切かつ有効に活用している場合は、継続利用を優先し、その者に免許を与え、既存の漁業権がない場合には、地域水産業の発展に最も寄与する者に免許を与えるとしています。

ここで伺いますが、まず、従来の漁業法において優先順位を示した法定制がこれまで果たしてきた役割をどのように考え、また、なぜ今回法定制を廃止したのか、その理由をお聞かせください。

その上で、今回の改正で、既存の漁業権者が権利を継続する前提にある、漁場を適切かつ有効に活用しているという条文について、具体的にはどのような状態を指すのでしょうか。

政府は、この条文の定義について、省令で定めることすらも検討しておらず、現場への技術的助言、つまり通達のみで対応するとしています。頼みのその通達でも、適切かつ有効とは、過剰な

漁獲を避けて漁業を行いつつ、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように活用することという文言が想定され、およそ浜の現場に配慮した中身であるとは言えず、これでは白紙同然の法案であると言わざるを得ません。

何らかの判断基準を国として示すお考えはあるのか、それは具体的にどこまで示すのか、吉川大臣の真摯な御答弁を求めます。

あわせて、既存の漁業権がない場合などについて、免許の内容たる漁業による漁業生産の拡大並びにこれを通じた漁業所得の向上及び就業機会の確保その他の地域の水産業の発展に最も寄与すると認められる者ともありますが、こちらについても、認められる主体が明らかではありません。具体的判断基準を明確にするべきであり、このような条文にしたのはなぜでしょうか。明確にお答えください。

浜で進む人口減少、少子化、それに伴う人手不足、また漁業関連施設の老朽化といった時代の変遷、そのおおりの受けながらも、秋田では、漁業者の年齢やその操業方法、労働の手に見合う魚種、その漁獲量を資源管理との兼ね合いで最適化し、絶妙に保たれてきたそのバランスは、なりわいとして受け継いできた漁業者自身の経験と浜の暮らしに基づいています。

民間活力の最大限の活用が大切なことは言うまでもありませんが、漁業権のつけかえの前に、浜に長らく根差してきた地元漁業者が、共同管理で年間計画をつくり、それを幾度も見直すなど、きめ細かい調整をした上で浜全体が有機的にまと

まて管理されていく、このことこそが、コミュニティの維持に欠かれない、持続可能な浜づくり、地域づくりの大前提であることを強く申し上げて、質問を終わります。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣吉川貴盛君登壇)

○国務大臣(吉川貴盛君) 緑川議員の御質問にお答えいたします。

農政の評価についてのお尋ねがありました。御指摘の報道は承知をいたしておりますが、特定の報道機関が独自に行った調査一つ一つについてコメントすることは差し控えていただきます。

その上で、我が国の農業は、人口減少に伴うマーケットの縮小、高齢化の進行、耕作放棄地の増加など、大きな曲がり角に立っており、その活性化は待ったなしの課題と認識しています。

この認識のもと、安倍内閣では農政全般にわたる改革を行い、その結果、生産農業者が過去十八年で最高となり、四十代以下の新規就農者が四年連続で二万人を超えるなど、着実に成果があらわれ始めています。

引き続き、現場の農業者の皆様と真摯に向き合い、政策の内容も丁寧の説明しながら、農業の成長産業化の実現に向けて取り組んでまいります。日本の水産業の発展についてのお尋ねがありました。

我が国では、その周辺水域に形成された豊かな漁場を活用し、さまざまな水産物を食卓に届けてきました。

一方、我が国の漁業生産量が長期的に減少しており、地域の漁業を担う漁業者の減少、高齢化も進んでいます。こうした状況に終止符を打ち、全国各地で個性を生かした多様な漁業が持続的に営まれていくことが、将来の我が国水産業のあるべき姿であると考えています。

このため、水産資源の維持、回復を図るとともに、漁業者が将来展望を持つて積極的に経営発展に取り組むことができるようにするため、資源管理措置と漁業の許可制度、免許制度などの漁業生産に関する基本的制度を一体的に見直すこととしてとらえます。

今回の制度改正も含めて水産政策を総動員することにより、漁業者の所得を向上させ、我が国の水産業を若者にとつてやりがいのある魅力的な産業にしたいと考えています。

所得向上の目標についてのお尋ねがありました。

今般の水産政策は、我が国周辺の水産資源や漁場を十分に活用することを通じて、意欲ある漁業者や漁業従事者を確保し、漁業、漁村の活性化や漁業所得の向上を目指していきける環境をつくることを目指すものです。

我が国の漁業は多種多様であり、農林水産省としては、漁業所得の具体的目標や達成年限は定めておりませんが、多様な漁業種類等の特性を踏まえた漁業生産力の向上の取組や流通機構の改革等を進めることにより、漁業者の所得の向上を目指す考えです。

資源管理の目標とする水準についてのお尋ねがあ

りました。

現行の資源管理法においても、漁獲可能量の設定に当たっては、MSYを実現できる水準に資源を維持し又は回復させることを目的とすべきと定められております。今回の法改正においては、より確実にこの実現を図るため、目標管理基準を導入することとしています。

なお、MSYの設定については、その精度の向上により信頼性を高める一方で、欧米における柔軟なMSYの設定の例も参考に、我が国の水産資源の実情や漁業秩序に即した運用を行います。

TACの拡大や漁獲割当ての導入についてのお尋ねがありました。

TAC対象魚種の拡大や漁獲割当て制度の導入については、昨年四月の水産基本計画においても検討の必要性を位置づけるとともに、これまで、水産政策審議会、地方説明会などさまざまな機会を通じて、漁協や漁業関係者等との意見交換を行っており、法案の内容についても、全国漁業協同組合連合会や大日本水産会等の全国団体の理解をいただいていると承知をしております。

法案が御審議の上、成立した暁には、現場の漁業者の皆さんの不安や不満の声にもしっかりと向き合い、引き続き丁寧な説明に努力をしてまいります。

漁獲割当ての移転による寡占化の可能性についてのお尋ねがありました。

本法案では、船舶等とともに設定された漁獲割当てを譲り渡す場合等であつて、農林水産大臣や都道府県知事の認可を受けたときに限り、漁獲割

当ての移転をすることができるとしたところ
です。

また、このような船舶の譲渡が行われる場合、
漁業の許可の承継についても、農林水産大臣や都
道府県知事の許可を受ける必要がありますが、本
法案では、許可の不当な集中に至るおそれがある
場合には、この許可をしてはならないこととして
います。

漁業権の寡占化について、歯どめが不十分では
ないかとお尋ねがありました。

本法案については、海区漁場計画の策定プロセ
スの透明化や海区漁業調整委員会における意見聴
取などに加え、既存の漁業権者が水域を適切かつ
有効に活用している場合には、その者に優先して
免許することを法律で定めることとしています。

また、漁業権の不当な集中に至るおそれがある
ときには、漁業権の免許をしてはならないことを
法定することとしています。

漁業権の優先順位の法定制についてお尋ねがあ
りました。

現行法の優先順位制度については、羽織漁師と
も言われた、みずから漁業を営まない者による漁
場利用の固定化を防止する観点から導入されたも
のですが、こうした法制定当時の課題は既に解消
されています。

一方、現行制度については、漁業権の存続期間
満了時に、優先順位の高い者が申請してきた
場合には、再度免許を受けられないため、経営の
持続性、安定性を阻害しかねません。

また、漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域

によつては漁場の利用の程度が低くなっているこ
ろもあり、今後どのような沿岸漁場の管理や活
用を図つて地域の維持、活性化につなげていくか
が課題となっております。

このため、本法律案においては、法律で詳細か
つ全国一律に漁業権免許の優先順位を定める仕組
みを改め、漁場を適切かつ有効に利用している漁
業者については優先して免許する仕組みとするこ
とにも、利用の程度が低くなっている漁場につい
ては、地域の実情に即して水産業の発展に寄与す
る者に免許することとしております。

こうした改正は、現に地域の水産業を支えてい
る漁業者の経営の発展に向けたインセンティブと
なるとともに、地域の活性化につながるものと考
えております。

漁業の免許における、適切かつ有効の判断基準
についてのお尋ねがありました。

適切かつ有効に活用している場合は、漁場の
環境に適合するように資源管理や養殖生産を行
い、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるよ
うに漁場を活用している状況と考えております。

具体的には、個々の事案ごとに、地域の漁場に
精通する都道府県が実態に即して判断することと
なりますが、都道府県によつて判断の基準が大き
く異なることがないようにする観点から、国が技
術的助言を定め、適切かつ有効の考え方を示して
いく考えであります。

地域の水産業の発展に最も寄与すると認められ
る者の判断基準についてのお尋ねがありました。

地域の水産業の発展に最も寄与するとの判断

は、例えば、漁業生産がふえて、地域の漁業者の
所得向上につながる、地元の雇用創出や就業者の
増加につながるなど、地域の水産業の発展に寄与
する度合いによつて判断されることとなります
が、地域の実情に応じて総合的に行われるものと
考えております。

実際には、各地域のさまざまな条件のもとで多
様な漁場の活用実態があり、地域の漁業に精通す
る都道府県が実態に即して判断することとなりま
すが、都道府県によつて判断の基準が大きく異な
ることがないようにする観点から、国が技術的な
助言として考え方を示していくこととしました。
密漁対策の強化についてのお尋ねがありました。

沿岸地域での密漁対策については、都道府県、
海上保安庁、警察及び水産庁等の関係機関が関係
漁業者等と連携して実施することが効果的であると
認識しています。

今般の罰則の強化による密漁の抑止効果を最大
限生かすためにも、関係者が密接に連携し、情報
共有、合同取締り等の漁業取締りの強化、漁業者
による監視、パトロール等を行うとともに、密漁
対策への支援を行うことで、総合的な密漁対策を
推進してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) 金子恵美君。

(金子恵美君登壇)

○金子恵美君 無所属の会の金子恵美です。

ただいま議題となりました漁業法等の一部を改
正する等の法律案につきまして、会派を代表して

質問いたします。(拍手)

安倍総理は、所信表明演説で、七十年ぶりに漁
業法を抜本的に改正すると述べました。漁業を取
り巻く環境は厳しく、抜本的な対策の必要性は誰
もが認めるところだと思ひます。しかし、今回の
漁業法改正の真の目的は、漁業者や漁協への漁業
権の優先的付与を廃止し、企業の新規参入を促す
ことにあります。

水産政策の改革については、これまでの農協改
革等と同じで、規制改革推進会議において議論、
策定されました。まるで、現在の漁業、水産業は
効率が悪いため、効率重視の大資本にお願いし、
漁業を再生していただき、成長産業にしたいと
言っているようです。水産改革の重要な方向性
は、漁業者、漁村、地域社会を守ることであるべ
きです。

以下、吉川農林水産大臣に質問いたします。
まず、漁業権の継続についてお伺いします。

既存の漁業権者が漁場を適切かつ有効に活用し
ている場合は、その者に免許されることになって
おります。現場では、この適切かつ有効に漁場を
活用しているのはどのようなことか、自分は該当
するの不安を抱いているという声があります。

具体的にどのような場合に適切かつ有効に漁場
を活用していると判断されるのか、明快にお答え
ください。

次に、新たな漁業権の設定についてお伺いしま
す。

既存の漁業権がない等の場合は、地域水産業の
発展に最も寄与する者に免許することとされてお

ります。現場では、新規に参入される方々と既存の漁業者との漁業調整がうまくいくのか、共存していけるのかといった不安の声があります。

漁場計画の策定に当たっては、漁業者等利害関係人の意見を聞くこととされておりありますが、どのような方法で意見を酌み上げ、そして、もし対立する場合にどのような方針で調整するのでしょうか。答弁を求めます。

漁獲割当ての導入について伺います。

船舶等ごとに漁獲割当て、いわゆるIQを設定することとされています。沿岸漁業の現場では、来遊する多種多様な資源を漁獲対象とする沿岸漁業の特性を踏まえれば、資源評価の精度向上、管理手法の開発、経営への影響緩和の措置等、さまざまなハードルをクリアする必要があるとの声があります。政府は、準備の整ったものから順次IQを導入するとしていますが、沿岸漁業への導入はどのような条件が整った場合に導入することになるのでしょうか。答弁を求めます。

本法律案では、漁船の安全性、居住性の向上に向けて、船舶の規模に係る規制を撤廃するとしています。沿岸漁業の現場では、一方的な沖合漁船の大型化により、前浜の資源に悪影響を及ぼすのではないかとといった懸念があります。沖合漁船の大型化について、地元沿岸漁業者、漁協等との調整の場は設けられるのでしょうか。答弁を求めます。

福島県では、平成二十四年六月下旬から試験操業、販売が実施されており、その後、順次、漁業種類、対象魚種、海域が拡大されております。しかし、いまだ漁業の本格的な再開に至っておりま

漁業法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する金子恵美君の質疑

せん。このような状況にある福島県において、本法律案をどのように適用しようと考えているのでしょうか。

また、他の被災地の漁業、漁業者にどのような影響があると考えられるのか、お答えください。最後に、今回の七十年ぶりの漁業法改正は、我が国の漁業、水産業をどのように変えるのか、そして、誰のために、何を目的として改正するのか、しっかりと時間をかけて議論し、慎重に審議する必要があるということ強く申し上げ、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣吉川貴盛君登壇〕

○国務大臣(吉川貴盛君) 金子議員の御質問にお答えいたします。

漁業の免許における、適切かつ有効の判断基準についてお尋ねがありました。

適切かつ有効に活用している場合とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用していける状況と考えております。

具体的には、個々の事案ごとに、地域の漁業に精通する都道府県知事が実態に即して判断することとなりますが、都道府県によつて判断の基準が大きく異なることがないようにする観点から、国が技術的助言を定め、適切かつ有効の考え方を示していく考え方です。

新たな漁業権の設定についてのお尋ねがあります。

法律案においては、都道府県知事が、漁業を営む者等の利害関係者の意見を聞いて検討を加え、

その結果を踏まえて海区漁場計画案を策定しなければならぬこととしています。

また、計画については、海面の総合的な利用を推進するとともに、それぞれの漁業権が漁業調整その他公益に支障を及ぼさないように設定されなければならぬこととしています。

新たな漁業権の設定に当たっても、周辺で操業する他の漁業への影響を考慮した上で判断がなされるものと考えております。

船舶ごとの漁獲割当ての導入についてのお尋ねがありました。

船舶ごとの漁獲割当てを導入するためには、船舶ごとの漁獲量を迅速に把握する体制が整えられていること等が必要と考えており、操業の隻数が比較的少なく、水揚げ港も限定されている大臣許可漁業から先行して導入していくことになると考えています。

一方、沿岸漁業については、漁船の隻数も多く、多数の港で少量ずつ水揚げしている実態にあり、魚種別の漁獲量を迅速に把握する体制が整っていない港も多い状況にあることは認識してまいります。

したがって、沿岸漁業において漁獲割当てを導入する場合は、迅速に漁獲量を把握できる体制を整える必要がありますが、ITの飛躍的発展により、低コストで漁獲量や操業状況を把握することが技術的に可能となりつつあることから、沿岸漁業についても、準備が整った漁業種類、漁業区域等の管理区分から、関係者の意見を聞きつつ、順次漁獲割当て方式を導入してまいれる所存です。沖合漁船の大型化についてのお尋ねがあります。

た。

漁船の大型化については、生産コストの削減や、安全性、居住性、作業性を向上させるため、これを進めていくことは必要と考えております。

大型化に当たっては、これまで、適切な資源管理措置を講ずることにより資源への悪影響がないことを確認し、関係する漁業者からも理解を得ながら進めてきているところです。

今回の法案では、漁獲量の相当部分に漁獲割当てが導入された漁船については、トン数規制等の規模の制限を定めないこととしています。操業期間や区域、体長制限などの措置を講じていくなど、適切な資源管理の実施や紛争防止のため、関係漁業者と丁寧な調整しつつ適切に進めてまいります。

本格的な操業に至っていない福島県での本法律案の適用についてのお尋ねがありました。

お尋ねのとおり、福島県においては、被災前の主たる漁業種類の全てが漁業者の自主的な取組として試験操業、販売に参加をしている状況にありますが、漁業法については通常の適用がされております。

福島県においては、将来を見据えた復興、創生に全力を挙げて取り組み、本格的な漁業再開に向けた取組につなげてまいりたいと考えています。また、他の被災地においては、既に本格的な操業が行われていますが、今回の改革により資源の維持、回復が図られることや、密漁対策が強化されることにより、より力強い復興につながっていくと考えています。(拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

(田村貴昭君登壇)

○田村貴昭君 日本共産党の田村貴昭です。

私は、日本共産党を代表して、漁業法等の一部を改正する等の法律案について質問します。

(拍手)

安倍総理は所信表明演説で、漁業法を七十年ぶりに抜本的に改正し、漁業の生産性を高めると述べてました。しかし、法案は、水産の専門家が一人もない規制改革推進会議が持ち出したものであり、官邸主導で進めてきたものであります。

だから今、多くの単位漁協から、漁民の声を聞け、漁協の役割を潰すなどの声が上がっているのです。全国の沿岸地区の単位漁協一千組合。漁業者十四万人の声をしっかりと聞くべきではないですか。

現行の漁業法は、漁民の総意によって漁場を民主的に運用するため、地元漁業者が全員加入する漁協を沿岸漁業権の一括した受け手とする仕組みとしています。これは、戦前の不在地的な企業による支配で、漁業の利益が都市へと流出していったことへの反省からつくられた制度です。

全国の沿岸では、地元優先の漁業権のもと、その地域に暮らす人々が漁業に携わり、漁村社会の豊かな文化と海の資源、環境を守ってきました。この漁業法の根幹を変えてしまうことは許されません。

法案は、その漁業権を、知事が直接企業に与えることを可能とし、地元優先のルールは廃止するとしています。

既にこの制度を先取りした宮城県の水産業復興

特区では、知事が漁業者や漁協の反対を押し切つて企業に漁業権を付与したため、浜に無用の混乱が引き起こされました。ようやく今、地元漁協と企業が、知事の持ち込んだ対立を乗り越え、協調して復興への道筋を探っているのです。ここから酌み取るべき教訓は、企業に漁業権を付与することでしょうか。

水産庁は、地元漁業者が漁場を適切、有効に活用している場合は継続して地元漁業権を与えると説明していますが、適切かつ有効とは一体何ですか。知事による恣意的な運用にならない保証はありますか。

水産資源を管理することは、漁業にとって非常に重要です。法案は、魚種ごとの漁獲量の上限を計算し、個々の漁船ごとに漁獲枠を割り当てる制度を導入していますが、広大な海に囲まれた日本は、三千以上の魚種を季節ごとに複雑多様な方法で漁獲し、利用しています。この制度で個々の漁獲量を正確に把握することができるのでしょうか。

また、漁獲割当ての配分に沿岸漁業者の意見を反映する仕組みはあるのですか。浜の自主的な資源管理を支援することこそ必要ではありませんか。まき網などの資源に最もダメージを与える大規模漁業から順次制限していくべきではありませんか。

禁漁を余儀なくされた場合、どのような補償をするのですか。

クロマグロの資源管理では、政府が沿岸漁業者の意見を聞くことなく、一方的に大規模漁業を優先し、小規模な漁業者が生活できない事態に陥り

ました。同じことがほかの魚種でも起こるのではないですか。

さらに、法案では、漁船の大きさを制限するトン数規制を撤廃することとしています。大資本が大型船に投資した金額に見合う漁獲枠を要求し、結果的に乱獲と小規模漁業者の割当て削減が進むのではないですか。

また、漁業権について審議する海区漁業調整委員会での公選制も廃止し、知事による任命制にするとしています。これは漁業者の声を封じるものではありませんか。第一条の目的から漁業の民主化を図るの文言を削った理由とあわせて答弁を求めます。

最後に、日本の漁業は九四%が小規模沿岸漁業です。全国の小規模漁業者には、俺たちこそ海の資源と環境を守ってきたという自負があります。今、漁業政策に求められているのは、小規模沿岸漁業を中心に据えることであり、地元から漁業権を奪って企業に明け渡すことではありません。

以上で質問を終わります。(拍手)

(国務大臣吉川貴盛君登壇)

○国務大臣(吉川貴盛君) 田村議員の御質問にお答えいたします。

全国の漁協及び漁業者の声を聞くべきではないかとお尋ねがありました。

今回の水産政策の改革、そして漁業法等の改正案の取りまとめに当たっては、これまで、水産政策審議会、地方説明会などさまざまな機会を通じて、漁協や漁業関係者との意見交換を行っており、法案の内容についても、漁業者の全国団体の理解をいただいていると承知をしております。

もちろん、説明会には十分過ぎるという言葉は当てはまるものではなく、今後、法案については、国会でしっかりと御審議をいただくとともに、現場の漁業者の皆さんの不安や不満の声にもしっかりと向き合い、引き続き丁寧な説明に努力してまいりたいと考えております。

企業への漁業権の付与についてお尋ねがありました。

漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域によっては漁場の利用の程度が低くなっているところもあり、今後どのように沿岸漁場の管理や活用を図って地域の維持、活性化につなげていくかが課題となっています。

このため、本法律案においては、法律で詳細かつ全国一律に漁業権免許の優先順位を定める仕組みを改め、漁場を適切かつ有効に利用している漁業者や漁協については優先して免許する仕組みとするともに、利用の程度が低くなっている漁場については、地域の実情に即して水産業の発展に寄与する者に免許することとしております。

こうした改正は、現に地域の水産業を支えている漁業者の経営の発展に向けたインセンティブとなるとともに、地域の活性化につながるものと考えております。

漁業の免許における、適切かつ有効の判断基準とその運用についてお尋ねがありました。

適切かつ有効に活用している場合とは、漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産を行い、将来にわたり持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況と考えております。具体的には、個々の事案ごとに、地域の漁業に

精通する都道府県が実態に即して判断することとなり、都道府県によつて判断の基準が大きく異なることがないようにする観点から、国が技術的助言を定め、適切かつ有効の考え方を示していく考え方です。

また、免許付与のプロセスにおいては、都道府県知事は海区漁業調整委員会の意見を聞くこととしており、知事が恣意的に運用できない仕組みとしております。

漁獲量の把握についてもお尋ねがありました。I-Tの飛躍的發展により、低コストで漁獲量や漁業状況を把握することは技術的に可能となりつつあります。

このため、漁獲量の把握体制等の準備が整った漁業種類、漁業区域等の管理区分から順次漁獲割当て方式を導入してまいりたいと考えております。

沿岸漁業者の意見を反映する仕組みについてお尋ねがありました。

漁獲可能量の配分については、水産政策審議会での諮問やパブリックコメントにより沿岸漁業者の意見を反映できる仕組みとなっており、これらの手続を丁寧に進めてまいりたいと考えております。

浜の自主的な資源管理への支援についてお尋ねがありました。

現在、漁業者の皆様には、資源管理計画を作成し、自主的な資源管理に取り組んでいただいております。

今後とも、これらの取組の重要性は変わらないと考えており、このような取組の高度化に対する

支援を継続してまいります。

資源管理措置導入の順序についてお尋ねがありました。

漁獲割当てを導入するためには、船舶ごとの漁獲量を迅速に把握する体制が整えられていることなどが必要と考えており、操業の隻数が比較的小なく、水揚げ港も限定されている大臣許可漁業から先行して導入していくことになると考えています。

禁漁時の補償についてもお尋ねがありました。

法案では、漁業調整の円滑な実施を確保するため、水産資源の状況及び当該水産資源の採捕の状況に照らし、当該水産資源の採捕に使用される船舶の数又は操業日数の削減その他の漁業者による漁獲努力量の調整を図るために必要な措置を講ずるものとする規定されています。

クロマグロの資源管理についてお尋ねがありました。

クロマグロの第四管理期間における漁獲可能量の配分に当たっては、漁業者の意見を聞く時間が十分でなかったことを反省し、水産政策審議会資源管理分科会のもとにくるまぐる部会を設置し、多くの漁業者からの意見を聞いて、配分の考え方について議論を行ったところです。

クロマグロ以外の魚種の管理においても、クロマグロの経験を活かし、漁業者の意見を十分に聞きながら、適切な対応を進めてまいります。

漁船のトン数規制の撤廃についてお尋ねがありました。

本件は、漁獲割当てが導入され、漁獲割当てにより採捕する数量が一定割合を超えている場合、

船舶のトン数制限等の措置を定めないとしたものであります。

したがって、御指摘のような、船を先に大型化し、これに見合う漁獲割当てを認めるという制度ではありません。

海区漁業調整委員会及び目的規定についてお尋ねがありました。

海区漁業調整委員会については、漁業者を主体とする組織の性格や機能を維持した上で、実態に即した選任方法に改めるものであり、漁業者の声を封じることがありません。

また、目的規定については、漁業法の制定から約七十年の間の運用によつて、当時の課題であった封建的な漁業慣行は解消され、当初の目的である民主的な漁場の利用形態の構築は既に実現されております。

このため、現時点でなお漁業の民主化を法の目的とする必要はないと考えております。(拍手)

○議長(大島理森君) 森夏枝君。

(森夏枝君登壇)

○森夏枝君 日本維新の会の森夏枝です。

私は、我が党を代表して、漁業法等の一部を改正する等の法律案について質問いたします。

(拍手)
漁業分野における外国人労働者についてお尋ねします。

現在、漁業就業人数は約十五万人であり、年々減っています。そして、政府が今、臨時国会で進めようとしている、新しい在留資格である特定技能の受入れを要望している十四業種の中に、漁業

が含まれています。

今回の漁業法の改正においては、船舶のトン数制限を緩和し、それによつて、船舶の大型化を図り、一人当たりの漁獲高をふやすことを狙いとしています。

漁業先進国であるニュージーランドやアイスランドの漁業者一人当たりの生産量は、日本に比べて八倍から九倍もあります。ニュージーランド並みとは言えないまでも、漁業者の生産性を二倍以上に引き上げて、若者にとつて魅力のある産業にすることが今回の法改正の目的であるとすれば、漁業への外国人労働者の導入は、一人当たりの生産性向上を阻害するのではないのでしょうか。日本の若者が日本の漁業の発展のために漁業というなりわいを選択するための漁業法の改正であるべきです。

農林水産大臣に伺います。

政府は、新しい在留資格である特定技能について、年間四万七千人の外国人労働者が必要であるとしていますが、本改正法案で一人当たりの生産量を上げる中、漁業分野では年間何人の外国人労働者が必要であるとお考えでしょうか。お答えください。

そして、今回の漁業法の改正は、日本の若者のためではなく、新たに受け入れることになる外国人労働者の収入向上を目的とした法改正なのではないでしょうか。お答え願います。

個別割当て方式、いわゆるIQ方式の導入について伺います。

平成二十年のTAC制度等の検討に係る有識者懇談会の取りまとめにおいて、IQ方式の導入

は、多大な管理コストがかかることなどを理由にして、公的管理制度としての導入が見送られました。

農林水産大臣に伺います。

十年前にIQ方式の導入が見送られた理由について御説明ください。そして、今回、IQ方式が導入されるに当たり、その問題が解決されたのかどうか。導入してもよいと判断された理由をお答えください。

漁業権について質問します。

本法案では、都道府県が漁業権を付与する際の優先順位の法定制を廃止することとしています。規制緩和は望ましいことと考えますが、これまで行われてきた規制の効果について確認します。

これまでの優先順位の制度には、どのような利点があったのでしょうか。そして、どのような問題があるのでしょうか。また、規制を撤廃する利点はどのようなことでしょうか。農林水産大臣、お答え願います。

水産業協同組合法の改正について質問いたします。

現在は、全漁連による監査が実施されていますが、本改正案では、移行期間をもって公認会計士監査へ移行することになります。

農林水産大臣に伺います。

現行の全漁連監査には、どのような解決すべき課題があるのでしょうか。そして、公認会計士による監査によって、どのような効果を想定しているのでしょうか。お答え願います。

東シナ海においては、中国の漁船による乱獲によって、漁業資源の確保が危ぶまれています。

平成三十年十一月十五日 衆議院会議録第六号

先日、安倍総理が訪中し、十一の当局間文書の覚書を含むさまざまな約束が取り交わされ、いろいろな分野における協力関係が確認されました。このことに関連して、農林水産大臣に伺います。

東シナ海における漁業資源の確保の方策についてはどのようにお考えでしょうか。漁業資源の管理について、中国との協議を進める考えはあるのでしょうか。お答えください。

日本維新の会は、日本の若者がよい条件で漁業に携われる仕組みをつくるべきであると改めて主張しまして、私からの質問といたします。

御清聴ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣吉川貴盛君登壇)

○国務大臣(吉川貴盛君) 森議員の御質問にお答えいたします。

漁業分野における外国人労働者についてのお尋ねがありました。

漁業につきましては、農林水産省といたしましても、設備投資、技術革新、新規就業者の育成、確保などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進していくこととしておりますが、なお人手不足の状況を直ちに解消することは困難であると考えております。

このため、現時点で、制度導入初年度が六百人から八百人、その後五年目までの累計で七千人から九千人の受入れを見込んでおります。

漁業法の改正の目的についてのお尋ねがありました。

今回の漁業法の改正は、我が国の漁業生産量が長期的に減少し、漁業者の減少、高齢化も進む中

で、漁業者の所得を向上させ、我が国の水産業を将来を担う若者にとつてもやりがいのある魅力的な産業とするため、水産資源の維持、回復を図るとともに、漁業者が将来展望を持つて積極的に経営発展に取り組むことができるようにすることを旨とするものであります。外国人労働者の収入向上を目的とするものではありません。

IQの導入についてお尋ねがありました。

IQ制度は、確実な数量管理が可能となるとともに、効率的な操業と経営の安定が促されるといったメリットがあると認識しており、漁業法案において、今後進めていく資源管理の大きな方向性として位置づけております。

お尋ねの平成二十年に開催されたTAC制度等の検討に係る有識者懇談会においては、IQ制度を全面的に我が国に導入した場合には、漁獲量の迅速かつ正確な把握のため多数の人員が必要となり、管理コストが多大なものとなる等の課題が考えられることから、漁船隻数や水揚げ港数が多い我が国の漁業実態を踏まえ、その時点では適切ではないとの結論に至ったものであります。

その後、ITの飛躍的發展により、低コストで漁獲量や操業状況を把握することは技術的に可能となりつつあることから、漁獲量の把握体制等の準備が整った漁業種類、漁業区域等の管理区分から順次IQ方式を導入するという方針に転換するものであります。

漁業権の優先順位の法定制についてのお尋ねがありました。

現行法の優先順位制度については、羽織漁師とも言われた、みずから漁業を営まない者による漁場利用の固定化を防止する観点から導入されたも

のですが、こうした法制定当時の課題は既に解消されています。

一方、現行制度については、漁業権の存続期間満了時に、優先順位のより高い者が申請してきた場合には、再度免許を受けられないため、経営の持続性、安定性を阻害しかねません。

また、漁業者の減少、高齢化が進む中で、地域によっては漁場の利用の程度が低くなっているところもあり、今後どのように沿岸漁場の管理や活用を図って地域の維持、活性化につなげていくかが課題となっています。

このため、本法案においては、法律で詳細かつ全国一律に漁業権免許の優先順位を定める仕組みを改めて、漁場を適切かつ有効に利用している漁業者については優先して免許する仕組みとするとともに、利用の程度が低くなっている漁場については、地域の実情に即して水産業の発展に寄与する者に免許することとしております。

こうした改正は、現に地域の水産業を支えている漁業者の経営の発展に向けたインセンティブとなるとともに、地域の活性化につながるものと考えております。

漁協の監査についてのお尋ねがありました。全漁連においては、これまで、公認会計士や水産業協同組合法監査士を設置した上で信漁連等の会計監査を実施しており、漁協系統の信用事業や事業運営の健全性の確保に貢献してきたものと考えています。

一方で、今後、国際的な金融規制の強化や会計基準の高度化等にこれまで以上に適切に対応していくためには、より専門的な知識、ノウハウを持つ監査体制が求められています。

漁業法等の一部を改正する等の法律案の趣旨説明に対する森夏枝君の質疑

また、他の金融機関については既に公認会計士監査が導入されている中で、全漁連監査から公認会計士監査への移行により、より一層の信用事業や事業運営の健全性の確保に資することとなると考えております。

東シナ海における資源管理についてのお尋ねがありました。

東シナ海では、多数の中国漁船が操業し、水産資源に影響を及ぼしています。このため、日中漁業協定に基づき毎年開催している漁業交渉において、中国漁船の操業隻数や漁獲量上限の削減などを強く求めています。

中国政府は漁船隻数や漁獲量を段階的に削減しつつありますが、依然として過剰な状況にあると認識をしております。引き続き、資源の回復に向け、毅然とした姿勢で対応してまいります。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十二分散会

出席国務大臣

農林水産大臣 吉川 貴盛君

出席副大臣

農林水産副大臣 小里 泰弘君

○議長(大島理森君) の報告

(通知書受領)

一、去る十三日、安倍内閣総理大臣から大島議長宛て、次の通知書を受領した。

閣総第五四二号

平成三十年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

私は、平成三十年十一月十四日(水)午前八時五分羽田空港発、十一月十八日(日)午後七時四十五分同空港着の予定で、シンガポール共和国、オーストラリア連邦及びバプアニューギニア独立国訪問のため出張しますので、御通知いたします。

(報告書受領)

一、去る十三日、内閣から次の報告書を受領した。

国際連合教育科学文化機関憲章第四条4の規定による二十七年の国際連合教育科学文化機関第三十九回総会において採択された勧告に関する報告書

一、昨十四日、国と地方の協議の場議長菅義偉君から次の報告書を受領した。

国と地方の協議の場に関する法律第七条第一項の規定に基づく国と地方の協議の場(平成三十年度第二回)における協議の概要に関する報告書

(理事補欠選任)

一、去る十三日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

総務委員会

理事 小倉 将信君(理事橋慶一郎君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 西銘恒三郎君(理事原田憲治君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 高井 崇志君(理事武内則男君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 榊屋 敬悟君(理事高木陽介君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 洋昌君(理事赤羽一嘉君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 忠彦君(理事鬼木誠君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 松本 文明君(理事土屋品子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 津村 啓介君(理事小宮山泰子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 古屋 範子君(理事江田康幸君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤信太郎君(理事北川知克君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 堀内 詔子君(理事高橋ひなこ君去る十月十三日理事辞任につきその補欠)

理事 小宮山泰子君(理事西岡秀子君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 小倉 将信君(理事橋慶一郎君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 西銘恒三郎君(理事原田憲治君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 高井 崇志君(理事武内則男君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 榊屋 敬悟君(理事高木陽介君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 洋昌君(理事赤羽一嘉君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 忠彦君(理事鬼木誠君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 松本 文明君(理事土屋品子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 津村 啓介君(理事小宮山泰子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 古屋 範子君(理事江田康幸君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤信太郎君(理事北川知克君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 堀内 詔子君(理事高橋ひなこ君去る十月十三日理事辞任につきその補欠)

理事 小宮山泰子君(理事西岡秀子君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

一、昨十四日、常任委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

内閣委員会

理事 佐藤 茂樹君(理事岡本三成君去る十月二日委員辞任につきその補欠)

理事 根本 幸典君(理事新谷正義君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 岩田 和親君(理事盛山正仁君去る十月二十三日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 洋昌君(理事赤羽一嘉君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 忠彦君(理事鬼木誠君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 松本 文明君(理事土屋品子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 津村 啓介君(理事小宮山泰子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 古屋 範子君(理事江田康幸君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤信太郎君(理事北川知克君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 堀内 詔子君(理事高橋ひなこ君去る十月十三日理事辞任につきその補欠)

理事 小宮山泰子君(理事西岡秀子君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 小倉 将信君(理事橋慶一郎君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 西銘恒三郎君(理事原田憲治君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 高井 崇志君(理事武内則男君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 榊屋 敬悟君(理事高木陽介君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 洋昌君(理事赤羽一嘉君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤 忠彦君(理事鬼木誠君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 松本 文明君(理事土屋品子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 津村 啓介君(理事小宮山泰子君昨十四日理事辞任につきその補欠)

理事 古屋 範子君(理事江田康幸君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 伊藤信太郎君(理事北川知克君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 堀内 詔子君(理事高橋ひなこ君去る十月十三日理事辞任につきその補欠)

理事 小宮山泰子君(理事西岡秀子君去る十月三日理事辞任につきその補欠)

理事 小倉 将信君(理事橋慶一郎君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 西銘恒三郎君(理事原田憲治君去る十月四日委員辞任につきその補欠)

理事 高井 崇志君(理事武内則男君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 榊屋 敬悟君(理事高木陽介君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

理事 中野 洋昌君(理事赤羽一嘉君去る十月二十四日委員辞任につきその補欠)

法務委員

辞任

補欠

鬼木 誠君

岩田 和親君

黄川田仁志君

三ツ林裕巳君

国光あやの君

杉田 水脈君

古川 康君

佐藤 明男君

和田 義明君

古田 圭一君

松田 功君

山本和嘉子君

源馬謙太郎君

津村 啓介君

岩田 和親君

高木 啓君

佐藤 明男君

木村 次郎君

古田 圭一君

木村 哲也君

三ツ林裕巳君

田畑 毅君

田畑 毅君

小林 鷹之君

高木 啓君

宮路 拓馬君

木村 次郎君

古川 康君

木村 哲也君

和田 義明君

小林 鷹之君

黄川田仁志君

杉田 水脈君

国光あやの君

宮路 拓馬君

鬼木 誠君

山本和嘉子君

松田 功君

津村 啓介君

源馬謙太郎君

厚生労働委員

補欠

辞任

森 夏枝君

串田 誠一君

串田 誠一君

農林水産委員

補欠

辞任

高木 啓君

稲田 朋美君

高木 啓君

高木 啓君

稲田 朋美君

環境委員

辞任

補欠

北川 知克君

大隈 和英君

福山 守君

富樫 博之君

大隈 和英君

北川 知克君

富樫 博之君

福山 守君

安全保障委員

補欠

辞任

岡下 昌平君

和田 義明君

寺田 学君

青柳陽一郎君

篠原 豪君

篠原 豪君

串田 誠一君

下地 幹郎君

和田 義明君

岡下 昌平君

篠原 豪君

櫻井 周君

青柳陽一郎君

寺田 学君

下地 幹郎君

串田 誠一君

補欠

大隈 和英君

高木 啓君

根本 幸典君

佐々木 紀君

藤丸 敏君

國場幸之助君

広田 一君

もとむら賀太郎君

國場幸之助君

藤丸 敏君

佐々木 紀君

根本 幸典君

高木 啓君

大隈 和英君

もとむら賀太郎君

広田 一君

一、昨十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

補欠

辞任

木村 次郎君

安藤 裕君

藤井比早之君

池田 佳隆君

補欠

文部科学委員

辞任

補欠

大塚 拓君

大西 宏幸君

白須賀貴樹君

穴見 陽一君

根本 幸典君

宮澤 博行君

宮路 拓馬君

木村 弥生君

川内 博史君

松田 功君

初鹿 明博君

中谷 一馬君

宮澤 博行君

百武 公親君

穴見 陽一君

白須賀貴樹君

大西 宏幸君

大塚 拓君

木村 弥生君

宮路 拓馬君

百武 公親君

根本 幸典君

中谷 一馬君

初鹿 明博君

松田 功君

川内 博史君

厚生労働委員

補欠

辞任

穂坂 泰君

木村 哲也君

福山 守君

田村 憲久君

上杉謙太郎君

谷川 とむ君

道下 大樹君

池田 真紀君

高村 正大君

上杉謙太郎君

谷川 とむ君

高村 正大君

田村 憲久君

福山 守君

木村 哲也君

穂坂 泰君

池田 真紀君

道下 大樹君

農林水産委員

補欠

辞任

尾身 朝子君

稲田 朋美君

古田 圭一君

尾身 朝子君

稲田 朋美君

国土交通委員 辞任 補欠 山本 公一君 宮路 拓馬君 宮路 拓馬君 山本 公一君 議院運営委員 辞任 補欠 松田 功君 川内 博史君 塩川 鉄也君 宮本 徹君 川内 博史君 松田 功君 宮本 徹君 塩川 鉄也君 (特別委員辞任及び補欠選任) 一、去る十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 消費者問題に関する特別委員 辞任 補欠 岩田 和親君 古賀 篤君 木村 弥生君 木村 哲也君 木村 哲也君 木村 弥生君 古賀 篤君 岩田 和親君 (議案提出) 一、去る十三日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律案 (議案受領) 一、去る十三日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第一号) 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(参法第二号)	裁判官弾劾法の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 (議案付託) 一、去る十三日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一号) 法務委員会 付託 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号) 安全保障委員会 付託 一、昨十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第三号) 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四号) 以上二件 内閣委員会 付託 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第七号) 以上二件 法務委員会 付託 社会保障に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件(案約第三号) 外務委員会 付託 特定農林水産物等の名称の保護に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第九号) 農林水産委員会 付託	(調査要求承認) 一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十三日いずれもこれを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、行政の基本的制度及び運営並びに恩給に関する事項 二、地方自治及び地方税財政に関する事項 三、情報通信及び電波に関する事項 四、郵政事業に関する事項 五、消防に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、その運営を適正ならしめるため 三、調査の方法 小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成三十年十一月十三日 総務委員長 江田 康幸 衆議院議長 大島 理森殿 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、環境の基本施策に関する事項 二、地球温暖化の防止及び低炭素社会の構築に関する事項 三、循環型社会の形成に関する事項	四、自然環境の保護及び生物多様性の確保に関する事項 五、公害の防止及び健康被害の救済に関する事項 六、原子力の規制に関する事項 七、公害紛争の処理に関する事項 二、調査の目的 右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため 三、調査の方法 関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等 四、調査の期間 本会期中 右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。 平成三十年十一月十三日 環境委員長 秋葉 賢也 衆議院議長 大島 理森殿 一、国土交通委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十四日これを承認した。 国政調査承認要求書 一、調査する事項 一、国土交通行政の基本施策に関する事項 二、国土計画、土地及び水資源に関する事項 三、都市計画、建築及び地域整備に関する事項 四、河川、道路、港湾及び住宅に関する事項 五、陸運、海運、航空及び観光に関する事項 六、北海道開発に関する事項 七、気象及び海上保安に関する事項
---	--	---	--

二、調査の目的

国土交通行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため

三、調査の方法

小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等

四、調査の期間

本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

平成三十年十一月十四日

国土交通委員長 谷 公一

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る十三日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

日系四世の受け入れ制度に関する質問主意書

(初鹿明博君提出)

一、昨十四日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

本部港が使用出来ないことに関する質問主意書

(初鹿明博君提出)

「RE-100」に対する政府の取り組み方針に関する質問主意書(奥野総一郎君提出)

障害者の権利に関する条約および障害者基本法遵守に関する質問主意書(阿部知子君提出)

漢方薬の処方および患者自己負担に関する質問主意書(柚木道義君提出)

平成三十年十一月十五日 衆議院会議録第六号

(答弁書受領)

一、去る十三日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出空き家の活用や放置予防の促進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員阿部知子君提出無痛分娩事故の陣痛促進剤の関与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山井和則君提出日本人労働者と政府が進める「外国人材の受け入れ」による外国人労働者との関係等に関する質問に対する答弁書

平成三十年十一月一日提出

質問 第二一五号

民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問主意書

提出者 城井 崇

民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問主意書

近年、全国的に雨の降り方が局地化・集中化しており、それに伴う被害も甚大なものとなっている。北九州市においても、平成二十九年七月七日の大雨により、市内で百二十箇所のがけ崩れが発生した。

民有地におけるがけ崩れについては、たとえ自然災害であっても、所有者が復旧、防災措置など、適切な管理を行うことが原則であるが、被害の甚大化に伴い、所有者個人の資力では対応できない状況や、所有者が直ちに判明しない場合、また、隣接者間の調整に時間を要し、災害発生後の迅速かつ適切な対応が困難となる場合もある。

二次被害を含めた災害の発生を防ぐためにも、被害の早期復旧や適切な防災措置を図ることは重要であり、所有者が復旧、防災措置等を行うことが前提であっても、行政に対し、一定の関与を求める意見もある。しかし、現時点においては、特に民有地に対して、どのように行政が関与するか、明確な基準等は無く、行政が対応に苦慮する場合がある。

そこで、がけ崩れ等の災害対策の推進に関して、以下質問する。

一 民有地や所有者が直ちに判明しない土地における、がけ崩れ等の災害対策に対して、国による全国的に統一した考え方や基準、制度づくりをする必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

右質問する。

内閣衆質一九七第二五号

平成三十年十一月十三日

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

(別紙)

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第十二条第一項の規定により、急傾斜地崩壊防止工事(以下「工事」という。)のうち急傾斜地の所有者等が施行することが困難又は不適当と認められる等の要件を満たすものについては都道府県が施行するものとされ、急傾斜地に崩壊が生じる等した場合に都道府県が施行する工事に対し国が補助を行うなど、同法に基づく必要な措置等を講じているところである。

平成三十年十一月一日提出

質問 第二一六号

空き家の活用や放置予防の促進に関する質問主意書

提出者 城井 崇

空き家の活用や放置予防の促進に関する質問主意書

人口や世帯数の減少に伴い、急速な空き家の増加が見込まれている。特に、適切な管理が行われないまま放置されている空き家は、衛生・景観等の面で住民に悪影響を及ぼしており、早急な対策が求められている。

平成三十年十一月十五日 衆議院会議録第六号

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

衆議院議員城井崇君提出民有地のがけ崩れ等の災害対策の推進に関する質問に対する答弁書

国においても、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「特措法」という。)の施行をはじめ、増改築や用途変更に係る建築基準法の規制緩和、先駆的な空き家対策のモデル事業や担い手育成支援など、空き家の利活用促進についても取組みが強化されている。

これまで、北九州市では、安全で安心なまちづくりを進めるためには、空き家対策が喫緊の課題との認識のもと、平成二十六年三月に策定した「北九州市空き家等対策基本指針」に基づき、相談窓口のワンストップ化や老朽空き家等の除去費補助、良好な空き家の流通促進を図る空き家バンクなどが推進されてきた。

また、平成二十八年六月には、特措法に基づく「北九州市空家等対策計画」の施行、特定空家等に対する措置について諮問する審査会の設置など特措法の内容を補完する「北九州市空家条例」の施行を行い、空き家対策に総合的に取り組んでいるところである。

平成二十九年年度には、国の実施する「先駆的空き家対策モデル事業」に、民間組織である「北九州空き家管理活用協議会」が応募した事業が採択され、空き家や留守宅に関する啓発活動や空き家管理チームの育成等を中心とした活動が行われている。

平成三十年四月には、これまでの老朽空き家対策を中心とした取組みから一歩進んで、空き家の活用や放置予防などに積極的に取り組んでいくため、北九州市は「空き家活用推進室」を設置し、民間組織と連携した総合的な空き家対策の仕組みづくりが検討されているところである。

そこで、空き家の活用や放置予防の促進について、以下質問する。

一 総合的な空き家対策、特に空き家の活用や放置予防に繋がる取組みについて、非営利団体等の民間組織が空き家対策を自立して活動を継続するための動機づけや仕組みづくり等に、引き続き、国として地方自治体に支援を行うとともに、支援を充実させる必要があると考えるが、政府の認識を明らかにされたい。

内閣衆質一九七第七二六号

平成三十年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出空き家の活用や放置予防の促進に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出空き家の活用や放置予防の促進に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、「住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱」(平成二十一年四月一日付け国住生第四号)に基づく「空き家対策の担い手強化・連携モデル事業」により、地方公共団体と民間事業者等が連携して行う空家等に関する対策等を支援しているところであり、国土交通省としては、平成三十一年度概算要求においても、同事業を行うための費用を計上しているところである。

平成三十年十一月一日提出
質問 第二一七号

特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問
主意書

提出者 城井 崇

特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問
問主意書

平成二十九年五月以降、中国からの定期航路を有する全国の港湾施設で特定外来生物ヒアリ(以下、「ヒアリ」という。)が相次いで確認されている。現時点においては侵入初期段階であるとされているが、ヒアリの定着を阻止するためにも、継続的な水際対策等が重要であると指摘されているところである。

北九州市においては、平成二十九年九月十五日に、初めてヒアリが確認されて以降、複数回にわたり同一のコンテナターミナルでヒアリが確認されている。

国と北九州市が連携し、調査、駆除、防除などの水際対策を継続した結果、平成二十九年十月二十二日以降は、新たなヒアリは確認されていないが、コンテナなどの貨物とともに国内に持ち込まれる可能性が高く、侵入のおそれがあることは否定できない状況である。

そこで、ヒアリ対策の推進に関して、以下質問する。

一 ヒアリの主な侵入経路である港湾施設及びその周辺において、ヒアリ生息調査や防除が行われているところであるが、今後も継続的に実施すべきであると考え。また、地方自治体が独

自に実施する生息調査や防除に対して、財政的、技術的な支援を行うべきであると考え。政府の認識を明らかにされたい。

二 水際対策に加えて、抜本的な対策として、中国等の積出港において貨物へのヒアリの混入防止を図ることが重要であると考え。政府の認識を明らかにされたい。

三 国は、ヒアリの同定マニュアル及び防除の基本的な考え方を示しているが、ヒアリの侵入の段階、場所に応じた防除方法や、国、自治体の役割分担などを示した総合的な対策マニュアルを策定すべきであると考え。政府の認識を明らかにされたい。

内閣衆質一九七第七二七号

平成三十年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員城井崇君提出特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員城井崇君提出特定外来生物ヒアリ対策の推進に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「ヒアリ生息調査や防除」については、ヒアリが国内で初めて確認された平成二十九年六月以降、政府においてヒアリの主な侵入経路である港湾施設及びその周辺における生息調査を実施しているほか、ヒアリが確認された

地点においては確実な防除とともにその拡散や定着がないことを確認する調査を実施しているところであり、引き続き、こうした取組を継続していく考えである。また、御指摘の「地方自治体が独自に実施する生息調査や防除」についても重要な取組であると認識しており、環境省においてヒアリの調査及び防除の方法についてまとめた「ヒアリの防除に関する基本的考え方」(平成三十年一月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室作成)等を地方公共団体に対して示すとともに、ヒアリの調査や防除に関する講習会の開催といった支援を行っているところである。

二について

御指摘の「抜本的な対策として、中国等の横出港において貨物へのヒアリの混入防止を図ることなど」については、政府としてもその重要性を認識しており、輸入品を扱う事業者に対しては、中国等のヒアリが定着した地域におけるコンテナの積み込み時にヒアリの侵入の有無を確認すること等について協力を依頼している。また、中国に対しては、ヒアリ対策の強化に向けた協力を得られるよう協議を継続しているところである。

三について

お尋ねの「総合的な対策マニュアル」の意味するところが必ずしも明らかではないが、環境省としては、「ヒアリ同定マニュアル」(平成三十年一月環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室作成)においてヒアリか否かの同定を行う

際の留意点等を示すとともに、「ヒアリの防除に関する基本的考え方」において港湾等でヒアリが発見された状況に応じた防除の方法やヒアリの発見時における国と地方公共団体等との連絡体制等について示しているところである。こうした取組の状況を踏まえて、有識者の意見も聴いた上で、今後とも継続して「ヒアリ同定マニュアル」等の見直しを行ってまいりたい。

平成三十年十一月一日提出
質問 第二一八号

無痛分娩事故の陣痛促進剤の関与に関する質問主意書

提出者 阿部 知子

無痛分娩事故の陣痛促進剤の関与に関する質問主意書

無痛分娩が普及している諸外国に比べて、我が国で行われている無痛分娩は人工的に陣痛を誘発する計画分娩が主流で、陣痛促進剤の使用が一般的である。昨年無痛分娩による新生児や妊産婦の死亡が相次いだことを受けて発足した「無痛分娩の実態把握及び安全管理体制の構築」についての研究(研究代表者…海野信也教授)班が本年三月に提言を公表した。その内容を見ると「麻酔事故にほぼ限定したものとなっているが、無痛分娩の事故は必ずしも麻酔に関係するものばかりではない。わが国でも無痛分娩を希望する妊婦が増えていく今日、医療者にはあらゆるリスクを想定した安全な分娩体制を提供する義務がある。

このことに関連して以下質問する。

一 無痛分娩事故の検証について

(一) 同研究班メンバーである三重大学の池田智明教授によれば、二〇一〇年～二〇一六年の七年間の妊産婦死亡例二七一例のうち無痛分娩によるものは一四例(五、二%)であり、そのうち一三例に陣痛促進剤が使用されていた。

一四例の「死因」は麻酔関連死が一例、それ以外の一三例は危機的産科出血・羊水塞栓症、子宮破裂とされているが、この「死因」に至った原因に陣痛促進剤の関与が否定できないとして、同研究の最終報告書に、この一三症例における陣痛促進剤の使用状況が盛り込まれる予定と聞いていたが、本年六月二十五日に公開された最終報告書には「分娩監視装置が装着されているのを確認した」とあるのみで、陣痛促進剤の使用状況には一切言及がなかった。なぜか。

(二) 産科医療補償制度の二〇一三年の報告書では、陣痛促進剤を使用したケースの約八割で学会が設けた使用基準を守っていなかったことが指摘され、同制度の再発防止委員会が厳重な分娩監視や用法・用量を守ることなどの提言を行っている。

しかし二〇一八年の同報告書の原因分析結果によれば二〇〇九年～二〇一二年までの四年間の分析対象六二九件のうち、子宮収縮薬で陣痛誘発、促進を行った事例は一七二件(二七、三%)。使用する際に説明と同意があったのは一〇二件(五九、三%)で、そのう

ち推奨されている文書で同意を取ったのは五〇件(二九%)だけであった。

オキシトシン使用で用法・用量が基準内であったのは三〇、五%、PGF2α使用は六一、九%、PGE2使用は九二、三%であった。

分娩監視については、四〇、七%で連続監視が行われていなかった。特に、PGE2錠の使用に際しては、三九件のうち三二件(七九、五%)が連続監視していなかった。

子宮収縮薬を使用した事例のうち、用法・用量が基準内であり、かつ分娩監視装置による連続的な胎児心拍数聴取が行われた事例は五〇件、わずか二九%であったと報告されている。

まして無痛分娩は麻酔を使用するため本来の陣痛が感得されにくく、陣痛促進剤投与による過剰な子宮収縮から容易に子宮破裂などの最悪の状態に陥る可能性があることは自明である。

死亡事例について、改めて陣痛促進剤の使用実態(用法・用量や、分娩監視記録から胎児心拍、陣痛の状態に着目した詳細な検証を行うべきではないか。

二 陣痛促進剤の添付文書改訂について

(一) 陣痛促進剤について、厚生労働大臣の諮問機関である薬事・食品衛生審議会安全対策調査会は本年八月二十八日、安全対策としてPMDA(医薬品医療機器総合機構)専門委員会提案した、添付文書の「警告」欄に「無痛分娩も含め」の追加記載を見送った。

議事録によれば、参考人として出席した二名が、「その提案は、合理的な根拠が分らない。添付文書への記載は無痛分娩が怖いという印象を与えかねない。分娩監視装置を連続使用して十分監視しているのだから書く必要はない」等と強く反対を唱えている。

会議の席上、二〇一五年～二〇一七年までに報告された無痛分娩時の陣痛促進剤による副作用被害症例が二九例(重複を除く)報告されたが、「本剤の投与状況に関する情報が不足しており、薬剤との因果関係評価は困難である」という事例が、一二例、「陣痛の状況及び本剤の投与状況に関する情報が不足しており、薬剤との因果関係評価は困難である」という事例が六例あった。

この「情報不足のため『評価困難』である報告内容から、どうすれば『分娩監視装置を連続使用して十分監視している』ことが読み取れるのか。こうした意見こそ『合理的な根拠』のない主観にすぎないのではないか。認識を問う。

(二) 議事録からは、議決権を持たない一参考人の主観的な意見によって改訂案に賛成した委員も押し切られた形で合意に至らなかった経緯が読み取れる。厚生労働大臣の諮問機関である有識者会議のこうした運営のありようは、厚労省の薬事行政全体に不信を抱かせ、信頼を失墜させかねない懸念するが見解は如何。

(三) そもそも報告書に「陣痛促進剤の投与状況に関する情報が不足している」とは如何なる

ことか。分娩時の医療的介入が適切か否かを評価するにあたっては、薬剤の投与状況に関する情報は不可欠である。なぜ内容分析のできる報告様式にしないのか。医薬品副作用症例報告書の報告様式を再設計し、全症例にカルテの写しとともに用量、胎児徐脈、分娩監視の有無等の記載を義務付けるべきと考えるがどうか。

(四) 議事録によれば、両参考人もきちんと情報を収集してエビデンスを積み重ねていくという発言をしている。このことを踏まえるならば、無痛分娩は提供体制の観点ではなく事故原因の検証に局限した上で、医学会・学会任せではなく厚労省医政局医療安全推進室の主導による研究班を新たに設置し、被害当事者やその支援者からのヒアリングを不可欠のものとして実施すべきではないか。どうか。

報告内容の情報不足を理由に薬剤との因果関係の評価を放棄する姿勢では、無痛分娩の安全性がいつまでも確立されず、妊産婦からの信頼も回復できないことを肝に銘ずるべきである。

右質問する。

内閣衆質一九七第二八号

平成三十年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員阿部知子君提出無痛分娩事故の陣痛促進剤の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員阿部知子君提出無痛分娩事故の陣痛促進剤の関与に関する質問に対する答弁書

一の(一)について

お尋ねの「陣痛促進剤の使用状況」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「最終報告書」には、「無痛分娩を行っていた妊産婦死亡十四例は全例で分娩監視装置が装着されていたことが示された。そのうち子宮収縮薬を使用していた十三例であった」と記載されていると承知している。

一の(二)について

お尋ねの「死亡事例について、改めて陣痛促進剤の使用実態(用法・用量や、分娩監視記録から胎児心拍、陣痛の状態に着目した詳細な検証)」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定により、病院等の管理者は、医療事故(同法第六条の十第一項に規定する医療事故をいう。以下同じ。)が発生した場合には、速やかにその原因を明らかにするために必要な調査を実施し、その結果を医療事故調査・支援センター(同法第六条の十五第一項に規定する医療事故調査・支援センターをいう。以下「センター」という。)に報告をしなければならないとされており、また、センターは、当該報告により収集した情報の整理及び分析等を行うものとされているところ、こうした取組等を通じて、医療事故に係る原因究明及び再発防止を図ってまいりたいと考えている。

二の(一)について

お尋ねの「分娩監視装置を連続使用して十分監視している」ことが読み取れるの意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の二名の「参考人」は、公益社団法人日本産科婦人科学会及び公益社団法人日本産婦人科医学会が編集した「産婦人科診療ガイドライン 産科編二〇一七」において「子宮収縮薬投与中にルーチンに行うべきこと」として「分娩監視装置を連続装着して、胎児心拍数陣痛図として記録する」との記載があること等を念頭に置いて、平成三十年八月二十八日に開催された薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品等安全対策部会安全対策調査会(以下「安全対策調査会」という。)

において「連続監視と分娩監視装置による子宮収縮の状況と胎児心拍数を見ている」等と発言したと認識しており、「合理的な根拠」のない主観にすぎない」との御指摘は当たらないものと考えている。

二の(二)について

御指摘の「議決権を持たない一参考人の主観的な意見によって改訂案に賛成した委員も押し切られた形で合意に至らなかった経緯」及び「こうした運営のありよう」の意味するところが必ずしも明らかではないが、平成三十年八月二十八日に開催された安全対策調査会の議題(二)「陣痛促進剤の安全対策について」の議事は、同日に出席した安全対策調査会の委員が安全対策調査会の参考人の意見も踏まえて十分な議論を行った結果、陣痛促進剤の添付文書に「無痛分娩時を含め」という文言を加えることはしない

ことについて決定されたものであり、安全対策調査会の運営は適切に行われているものと認識している。

二(三)について

お尋ねの「そもそも・・・とは如何なることか」及び「内容分析のできる報告様式」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第四百十五号)第六十八条の十第一項の規定に基づく医薬品の製造販売業者等による副作用等の報告については「医薬品等の副作用等の報告について」及び「独立行政法人医薬品医療機器総合機構に対する治験副作用報告について」の一部改正について(平成二十八年三月三十一日付け薬生発〇三三二第四号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)において、また、同条第二項の規定に基づく医師等の医薬関係者による副作用等の報告については「医療機関等からの医薬品、医療機器又は再生医療等製品についての副作用、感染症及び不具合報告の実施要領の改訂について」(平成二十八年三月二十五日付け薬生発〇三二五第四号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知)において、それぞれ報告書の様式を定めており、その所定の欄に副作用の被疑薬の投与状況等を記載させることとしていることから、これらの様式を再設計する必要性はないと考えている。

二(四)について

お尋ねの「無痛分娩は提供体制の観点ではな

平成三十年十一月十五日 衆議院会議録第六号

く事故原因の検証に局限した上で、医会・学会任せではなく」の意味するところが必ずしも明らかではないが、医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令第五十号)の規定に基づき行われている「医療事故情報収集等事業」において、御指摘の「無痛分娩」に係るものも含め、事故等事案(同令第九条の二十の二第二項第十四号に規定する事故等事案をいう。以下同じ。)に係る情報の収集、分析その他事故等事案に関する科学的調査研究が実施されていることから、お尋ねの「厚生省医政局医療安全推進室の主導による研究班を新たに設置」する必要はないと考えている。

平成三十年十一月二日提出
質問 第二十九号

日本人労働者と政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者との関係等に関する質問主意書

提出者 山井 和則

日本人労働者と政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者との関係等に関する質問主意書

政府は、平成三十年十月十二日に、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」を開催し、外国人材の受入れを進めるための、「出入国管理及び難民認定法」及び「法務省設置法」の一部を改正する法律案(以下、本件法律案という。)の骨子について議論しました。

議長の報告

そこで、以下の通り質問します。

一 海外の国において、当該国の医療保険で、当該国に居留する外国人労働者の被扶養者への保険適用がされていない国はありますか。特に、アメリカ、イギリス、スウェーデン、ドイツではいかがですか。

二 外国人労働者の家族の保険診療の医療費を、今後、把握することを検討する可能性はありますか。把握する可能性があるのであれば、どのような方法で行うことが考えられますか。また、検討する可能性がないのであれば、その理由を示して下さい。

三 現在の技能実習制度では、最低賃金割れ、賃金の不払い、残業代の不払い、過労死ラインを超える長時間労働が問題になり、奴隷労働という批判もありますが、なぜ、このような違反がなくならないのかについての見解を示して下さい。また、今回、本件法律案に基づく法改正が行われ、特定技能一号ないしは二号が創設されれば、このような違反はなくなるのですか。なくなるのであれば、どうしてなくなると言えるのか、見解を示して下さい。

四 本件法律案による外国人労働者の受入れ拡大は、日本人労働者の賃金を上げる効果があると予想していますが、それとも賃金を下げる効果があると予想していますか、あるいは、日本人労働者の賃金に影響がないと予想していますか。予想の根拠とともに見解を示して下さい。

五 技能実習生については、日本人労働者と比べた場合の、同一労働同一賃金の原則は適用されますか。

六 日本人労働者に関して、労働者十万人当たりの労働基準法違反件数は何件、何パーセントですか。技能実習生に関して、労働者十万人当たりの労働基準法違反件数は何件、何パーセントですか。技能実習生と日本人労働者を比較して、どちらが労働基準法違反の割合が高いと認識していますか。その根拠を示すとともに、認識を示して下さい。また、技能実習生に関し、なぜ日本人労働者に比べて労働基準法違反が多いのか、あるいは少ないのかの理由についての見解を示して下さい。

七 日本人労働者に関して、労働者十万人当たりの労働災害による死亡件数は何件、何パーセントですか。技能実習生に関して、労働者十万人当たりの労働災害による死亡件数は何件、何パーセントですか。技能実習生と日本人労働者を比較して、どちらが労働災害による死亡件数が多いと認識していますか。その根拠を示すとともに、認識を示して下さい。また、技能実習生に関し、なぜ日本人労働者に比べて労働災害による死亡件数が多いのか、あるいは少ないのかの理由についての見解を示して下さい。

八 安倍総理は、平成三十年六月二十七日の国家基本政策委員会合同審査会で、移民政策の定義について、「例えば、国民の人口に比して一定程度のスケールの外国人及びその家族を期限を設けることなく受け入れることによって国家を維持していこうとする政策」と答弁しましたが、このような移民政策を行っている、もしくは行っていた国はどこですか。もし、そのよう

な国が存在するのであれば、その国名を列挙して下さい。

九 特定技能一号の外国人労働者を受け入れる分野で、人手不足が解消し、むしろ労働者の余剰が生じるような状況になった場合、同分野で新たな外国人労働者の受入れは停止する、という理解でよろしいですか。

十 特定技能一号の外国人労働者を受け入れる分野で、人手不足が解消し、むしろ不況などにより労働者の余剰が生じるような状況になった場合、同分野で労働している外国人労働者の在留期間の更新を、順次、認めなくなるという理解でよろしいですか。また、更新が認められなかった外国人労働者は、帰国することになりませんか。

十一 十の場合、特定技能一号の外国人労働者の労働契約期間の途中でも、当該外国人労働者の在留期間の更新を行わず、帰国することになるという事例が生じ得るという理解でよろしいですか。

十二 十の場合、当該外国人労働者が帰国を希望しない場合、帰国させることについての強制力はありませんか。

十三 特定技能一号ないしは二号の外国人労働者が雇用保険の給付を受けている時に、給付を受ける期間の途中で在留期間が期限を迎えた場合には、当該外国人労働者は帰国することになりますか。その場合、日本に在留していれば受け取ることができた給付を受け取ることができませんか。

内閣衆質一九七第二九号

平成三十年十一月十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員山井和則君提出日本人労働者と政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者との関係等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員山井和則君提出日本人労働者と政府が進める「外国人材の受入れ」による外国人労働者との関係等に関する質問に対する答弁書

一について

御指摘の「当該国の医療保険」及び「当該国に居留する外国人労働者の被扶養者」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

二について

御指摘の「外国人労働者の家族の保険診療の医療費」の意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

三について

技能実習制度においては、制度の趣旨が理解されずに安価な労働力の確保策として使われ、労働関係法令違反が生じていた等の問題があったことなどから、問題点の改善を行うなどするため、平成二十八年に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号。以下「技能実習法」

という。）が制定された。技能実習法については、施行から間がないことから、その運用状況について注視しているところであり、実習実施者に労働関係法令を遵守させることに努めている。

四について

御指摘の「日本人労働者の賃金」の動向については、経済動向など、様々な要因が影響すると考えられることから、一概にお答えすることは困難である。

五について

御指摘の「日本人労働者と比べた場合の、同一労働同一賃金の原則は適用され」るの意味するところが必ずしも明らかではなく、お答えすることは困難である。

六について

御指摘の「労働基準法違反件数は、厚生労働省においては、事業場ごとに集計しているものであり、労働者ごとに集計しているものではないことから、お答えすることは困難である。

七について

労働災害による死亡者数については、日本人労働者という区分では集計していないことから、全労働者に係るものについてお答えすると、所轄労働基準監督署による死亡災害に関する報告（以下「死亡災害報告」という。）によると平成二十九年における労働災害による死亡者数は九百七十八人であり、労働力調査（基本集計）（同年平均）の役員を除く雇用者総数は五千四百六十九万人であって、これらに基づいて計算す

ると、全労働者に係る労働者十万人当たりの同年の一年間の労働災害による死亡者数は一・八人であり、同割合は〇・〇〇一八パーセントである。また、死亡災害報告によると技能実習生の同年における労働災害による死亡者数は五人であり、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第三十二号）第二十八条第一項の規定に基づく外国人雇用状況の届出の状況によると平成二十九年十月末時点において雇用されている技能実習生は二十五万七千七百八十八人であって、これらに基づいて計算すると技能実習生に係る労働者十万人当たりの同年の一年間の労働災害による死亡者数は一・九人であり、同割合は、〇・〇〇一九パーセントである。

八について

御指摘の「移民政策の定義」及び「このような移民政策の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

九について

今国会に提出している出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律案による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）においては、産業上の分野ごとに定める分野別運用方針において在留資格認定証明書の交付の停止の措置に関する事項を定め、当該分野別運用方針に基づき、その産業上の分野において、必要な人材が

確保されたと認められるときは、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止の措置をとることとしている。

十から十二までについて

「特定技能第一号」は「法務大臣が指定する本邦の公私の機関との雇用に関する契約・・・に基づいて行う特定産業分野・・・であつて法務大臣が指定するものに属する法務省令で定める相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動」を行う外国人に付与される在留資格であるところ、「特定技能第一号」の在留資格をもつて在留する外国人が締結していた雇用に関する契約が終了し、更新されなかった場合には、当該在留資格に係る在留期間の更新は許可されないことになると考えている。また、特定産業分野は「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」として法務省令で定めるものであるところ、ある特定の産業上の分野について「人材を確保することが困難な状況にあるため外国人により不足する人材の確保を図るべき産業上の分野」ではなくなり、特定産業分野ではなくなった場合についても、当該在留資格に係る在留期間の更新は許可されないことになると考えている。さらに、在留期間の更新は「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り」許可することができるものであるところ、例えば、特定産業分野において必要な人材が確保され、一時的に在留資格認定証明書の交付の停止

の措置がとられていることなどを考慮し、「在留期間の更新を適当と認めるに足りる相当の理由」があるとは認められない場合についても、当該在留資格に係る在留期間の更新は許可されないことになると考えている。

そして、一般に、出入国管理及び難民認定法（以下「入管法」という。）においては、本邦に在留する外国人は、在留期間が満了した場合に、本邦から出国しなければならないこととされている。

また、入管法第二十四条に定める退去強制事由に該当する外国人に対しては、入管法に定める退去強制手続を執ることとしている。

十三について

「特定技能一号ないしは二号の外国人労働者」に限らず、一般に、入管法においては、本邦に在留する外国人は、在留期間が満了した場合には、本邦から出国しなければならないこととされている。また、雇用保険法（昭和四十九年法律第十六号）第十三条に基づく基本手当を支給するためには、職業相談等の求職活動を行い、四週間に一回ずつ直前の二十八日の各日について公共職業安定所に出頭して同法第十五条第二項に規定する失業の認定を受けることが必要とされていることから、当該外国人が本邦から出国した場合は、失業の認定を受けることができないため、基本手当は受給できないことになる。

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番五号
独立行政法人国立印刷局

電 話
03
(3587)
4294

定 価
本体 本号一部
一一八円
一一〇円